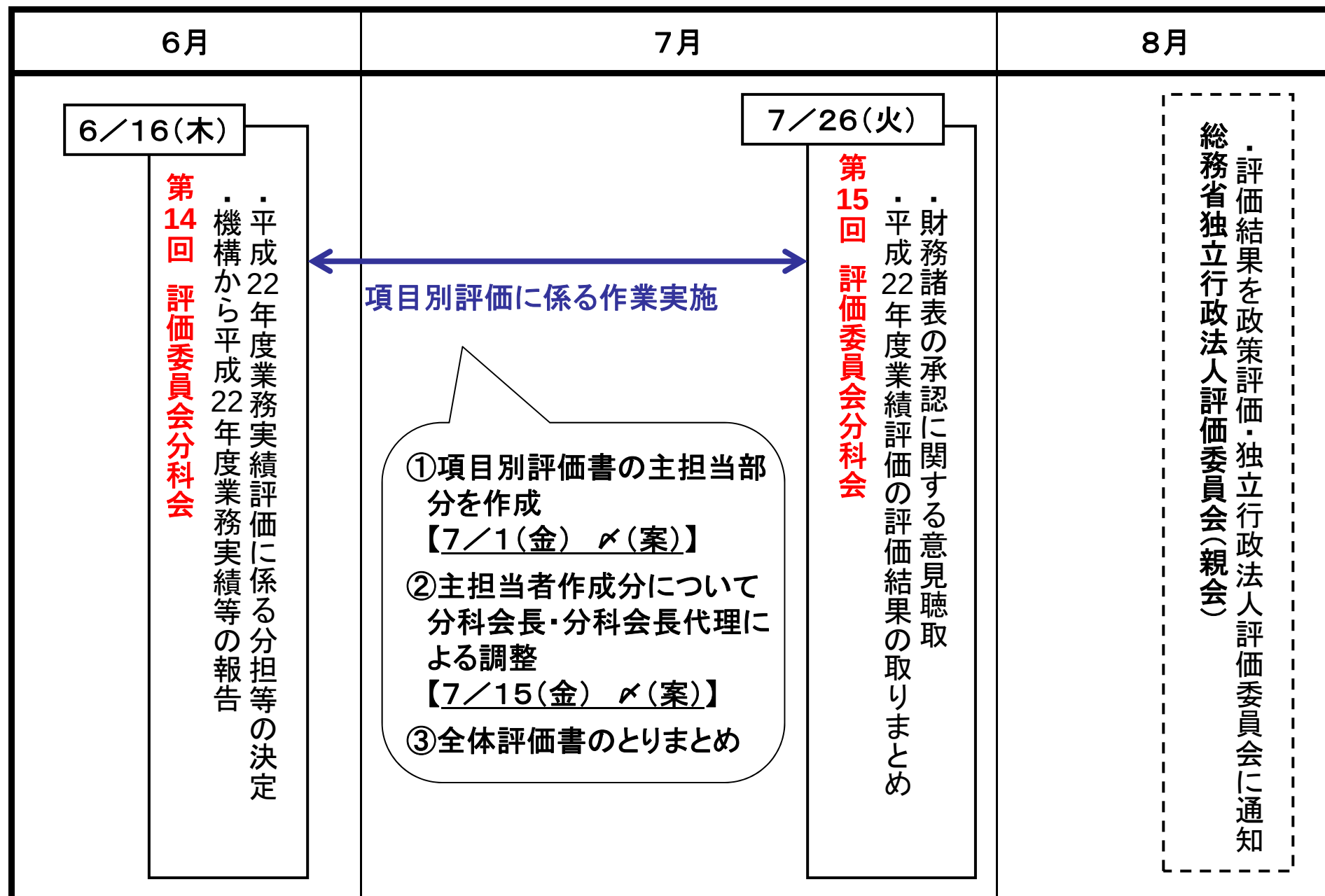


平成22年度業務実績評価のスケジュール(案)

資料1-1



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務の実績に関する評価基準・評価指標及び分担表(案)

色字・・中期目標及び中期計画以外に記載されている評価項目、視点等。()内は出典。略称は以下のとおり。

分・21年度評価… 「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成21年度 業務実績評価書」(H22.8.13 郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会)
H20年度政・評価に関する意見「平成20年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(H21.12.9・政策評価・独立行政法人評価委員会)
H21年度政・評価に関する意見「平成21年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(H22.12.22・政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・評価の視点… 「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(H22.5.31 政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・評価の具体的取組・「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」(H22.5.31 政策評価・独立行政法人評価委員会)
政・評価の具体的取組H22追加事項「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(H23.4.26 政策評価・独立行政法人評価委員会)
※その他については、出典をそれぞれ明記しています。

評価の基本的な視点

評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

- 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること(政・評価の視点)
- 評価に際しては、常に効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること(政・評価の視点)
 - ※ 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証(政・評価の具体的取組)
- 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民にわかりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること(政・評価の視点)
 - ※ 評価の基準の客観性・明確性(政・評価の具体的取組)
 - ※ 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明のわかりやすさ(政・評価の具体的取組)

中期計画		年度計画	評価基準(●)・評価指標(※)	評価項目	担当者	
			(黒字出典: ●中期目標／※中期計画)	(黒字出典: 年度計画)	主担当	チェック
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	1 組織運営の効率化	1 組織運営の効率化	● 業務及び組織体制について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施したか。		石川専門委員	釜江委員
			※ 業務及び組織体制の点検状況	1 業務及び組織体制について十分な点検を行ったか。		
			※ 業務及び組織体制の見直し状況	1 点検結果に基づき、必要に応じて適切な見直しを行ったか。 (「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(H22.12.7 閣議決定。以下、「基本方針」)における、機構への個別び指摘事項「業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する(22年度から実施)」についても留意。)		
	2 業務経費の削減	2 業務経費の効率的な使用	● 可能な限り業務の効率化を進めているか。		佐野専門委員	下和田委員
			※ 機構の一般管理費及び業務経費の合計(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。))について、中期目標期間の最終年度において、平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額の96%以下となるよう取り組んでいるか。	1 把握状況に基づき、必要に応じて適切な見直しを行っているか。 (「独立行政法人が行う事業の横断の見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定。以下、「横断の見直し」)及び「基本方針」における、コスト削減を念頭とした予算の執行管理、法人経営全般にわたる管理運営の適正化についての見直しを行っているかについても留意。) 2 平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対し、1%/年を基準とした削減が達成できたか。 3 職員の意識改革を図るために必要な取組を行ったか。		
			● 契約の適正化に努めているか(政・評価の視点)。			
			※ 契約に係る規程類の整備及び運用状況(政・評価の視点)	1 規程類は適切に整備及び運用されているか。(政・評価の視点)		
			※ 契約事務手続に係る執行体制・審査体制の整備状況(政・評価の視点)	1 法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか。(政・評価に関する意見) 2 契約の適正化に関し、必要に応じた見直し等が行われたか。(政・評価に関する意見) ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況は適切か。(政・評価の具体的取組) 3 特定の業務を独占的に受託している関連法人が存在しないか。(政・評価の視点)		
			※ 随意契約見直し計画の進捗状況(政・評価の視点)	1 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか(政・評価の視点) 2 一者応募・応札となった契約の割合を可能な限り減少させる取組を実施したか(分・21年度評価)。 (「基本方針」における、一者入札・応募については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図っているかについても留意。) 3 少額随意契約について、複数見積もり聴取の徹底を図ったか。(分・21年度評価)		
			※ 審査体制の整備方針の整備状況(政・評価に関する意見)	1 審査体制の整備方針(または整備しないこととした方針)は適切か。(政・評価に関する意見)		
			※ 再委託の必要性等に係る検証状況(政・評価に関する意見)	1 再委託がある場合、契約の競争性・透明性の確保の観点から検証し、適切か。(政・評価に関する意見)		
			※ 1者応札と再委託割合の関係に係る検証状況(政・評価に関する意見)	1 1者応札割合が過去と比較して増加している場合、その原因等は適切なものか。(政・評価に関する意見)		
			※ 一般競争入札に係る検証状況(政・評価に関する意見)	1 一般競争入札の入札条件は、競争性・透明性の確保の観点から検証し、適切か。制限的な応札条件が設定されてはいないか。(政・評価に関する意見)		

			● 人件費の計画的かつ円滑な削減はできているか。 ※ 国家公務員に準じた人件費削減の達成度 ※ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し状況 ※ 人件費改革の進捗状況	1 平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対し、1%/年を基準とした削減が達成できたか。 (「横断的見直し」における、コスト縮減を念頭とした予算の執行管理についての見直しを行っているかについても留意。) 1 給与体系について、国家公務員に準じた見直しを行っているか。 1 国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する場合、その理由は適切か。(政・評価に関する意見) 2 福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われたか。(政・評価の視点) 3 法定外福利費について、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日行政管理局長通達)に係る要請内容が達成されているか。(政・評価の具体的取組) - 法人への互助組織への支出を行っていないか。行っている場合、速やかに廃止することを検討しているか。(独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて) - 食堂の運営費・業務委託費、職権交付等の食事補助の支出を行っていないか。行っている場合、速やかに廃止することを検討しているか。(独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて) - 入学祝金、結婚記念祝金などのその他の支出についても、国や他法人で支出されていないものの支出を行っていないか。行っている場合、速やかに廃止することを検討しているか。(独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて)	梶川専門委員	下和田委員
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 資産の確実かつ安定的な運用	1 資産の確実かつ安定的な運用	● 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行ったか。 ※ 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用状況 ● 再保険先の毎月の運用状況を把握し、必要な確認・改善要求を行ったか。 ※ 再保険先の運用状況の把握状況 ※ 再保険先の運用状況の確認・改善要求の状況 ● 保有資産の見直しは行われているか(政・評価の視点)。 ※ 実物資産の見直し状況(政・評価の視点) ※ 金融資産の見直し状況(政・評価の視点) ※ 知的財産等の見直し状況(政・評価の視点) ● 保有資産について適切な運用・管理が行われているか(政・評価の視点)。 ※ 実物資産の運用状況(政・評価の視点) ※ 金融資産の運用状況(政・評価の視点) ※ 知的財産の運用状況(政・評価の視点)	1 運用計画に従い、確実かつ安定的な運用に努めることができたか。 1 再保険先の運用の状況を毎月把握することができたか。 1 監督方針に基づき、確認等を行うとともに、必要に応じ、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講じたか。 1 実物資産(建物、構築物、土地等)について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用可能性等の観点から見直しが行われたか。またその場合、見直し状況は適切か。(政・評価の視点) - 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等は適切か。(政・評価の具体的取組) - 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。(政・評価の具体的取組) - 現在の場所に立地する業務上の必要性等は適切か。(政・評価の具体的取組) (「横断的見直し」における、施設の保有や賃借を政策的必要性や効果に応じた必要最小限にとどめているかにも留意。) - 資産の利用度等は合理的か。(政・評価の具体的取組) - 経済合理性はあるか。(政・評価の具体的取組) - 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、①本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、②効果的な処分(国への返納等)、といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組)(横断的見直し) 2 利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているか。(政・H21年度評価に関する意見) 1 金融資産について、事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らし、資産規模は適切か。(政・評価の視点)(政・H21年度評価に関する意見) - 個別法に基づく事業において運用する資産について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) - 事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) - 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討がなされているか。(政・評価の具体的取組) 1 特許権等の知的財産について、保有の必要性の検討状況は適切か。(政・評価の視点) - 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) 2 特許等の保有の必要性に係る検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況は適切か。(政・H21年度評価に関する意見) 1 実物資産の活用は十分か。不十分な場合、その原因は妥当か。(政・評価の視点) 2 実物資産の管理は効率的か。また、自己収入の向上に係る取組は十分になされているか。(政・評価の視点) - 建物、構築物、土地等について、①活用状況等の把握、②活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証、③維持管理経費、施設利用収入等の把握、④アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組、がなされているか。(政・評価の具体的取組) 1 資金運用について、実績は明らかにされているか。(政・評価の視点) 2 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準はあらかじめ示されていたか。(政・評価の視点) 3 資金の運用体制は十分か。(政・評価の視点) 4 資金の性格、基本的方針や基準等の設定主体及び規定内容を踏まえ、法人は十分に責任を果たしているか。(政・評価の視点) 5 貸付金、未収金等の債権について、回収計画は策定されているか。また、回収計画の実施状況は適切なものか。(政・評価の視点) - 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立はされているか(政・評価の具体的取組) - 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) 1 特許権等の知的財産はあるか。ある場合、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況は適切か。(政・評価の視点) - 特許権等の知的財産について、①出願に関する方針の策定、②出願の是非を審査する体制の整備、③知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動、④知的財産の活用目標の設定、⑤知的財産の活用・管理のための組織体制の整備等の出願・活用の実績及びそれに向けた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組)	日笠専門委員	釜江委員

	2 提供するサービスの質の確保	2 提供するサービスの質の確保	● 委託・再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務について、委託先が実施している銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めているか。 ※ 民営化以前と比較した業務の質の維持・向上に関する措置状況 ※ 委託・再委託した業務について、委託先・再委託先が実施している銀行業務及び生命保険業務と同等以上の業務の質の維持・向上に関する委託先・再委託先に対する措置状況 ● 委託・再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務について、業務の実施状況を常に監督していたか。 ※ 重点確認項目の項目ごとのスケジュール設定状況及び確認状況 ※ 実施監査計画に基づく監査の実施状況 ● 委託先に対する監督については次の点の特に留意したか。 ① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮しているか。 ② 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理することとしているか。 ※ 対応状況に係る確認状況及び必要に応じた改善等の措置状況	貯金 宮村専門委員 保険 重川委員	下和田委員
			1 民営化以前と比較した業務の質の維持・向上に努めることができたか。 1 委託先・再委託先が実施する銀行業務・生命保険業務と同等以上の質の確保ができたか。 1 監督方針に重点確認項目のスケジュールが盛り込まれ、スケジュールどおりに確認されたか。 1 実施監査計画に定められたとおりに監査が行われたか。 2 必要に応じて改善計画が策定され、履行を求める等の措置がなされたか。 3 委託先・再委託先の役職員の犯罪防止体制の一層の強化が図られたか。(分・21年度評価) 4 簡易生命保険管理業務における顧客情報の漏えい(誤送付・誤廃棄・誤配達等)に対する一層の改善指導等再発防止策の徹底に努めたか。(分・21年度評価)		
	3 業務の実施状況の継続的な分析	3 業務の実施状況の継続的な分析	● 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務について、実施状況を継続的に分析し、民営化以前と比較した質の維持・向上に努めたか。 ※ 利用者の意見の把握状況 ※ 業務の見直し等に資する調査研究の実施状況 ※ 調査における業務の質の維持・向上に向けた取組状況	宮村専門委員	釜江委員
			1 利用者の意見を把握しているか。 1 調査研究を実施したか。 1 業務の質の維持・向上のために適切な取組ができたか。 2 調査・分析の結果が管理業務に反映されているか。(分・21年度評価)		
	4 照会等に対する迅速かつ的確な対応	4 照会等に対する迅速かつ的確な対応	● 預金者・契約者等からの照会等に対し、迅速かつ的確に対応することができたか。 ※ 応答マニュアルの作成・改善状況 ● 委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対し、迅速かつ的確な対応が確保されているか。 ※ 委託先・再委託先への措置状況	金井専門委員	釜江委員
			1 応答マニュアル・応答事例集を必要に応じて見直し、照会等に対し迅速かつ的確に対応できたか。 2 これまで講じてきた改善策の効果測定や苦情・申告の内容及び増減分析を踏まえた応答マニュアル・応答事例集の更新・拡充を実施したか。(分・21年度評価) 1 委託先・再委託先に対し、対応状況を把握し、必要に応じて改善計画が策定され、履行を求める等の措置がなされたか。 2 取組の結果、顧客への対応が従来と比較し、どのように迅速かつ的確になるように改善されたのかということが明確にされたか。(分・21年度評価)。 3 苦情解決までの期間別の発生状況・発生件数の推移についてより深度ある分析を実施しより効果的な改善策を検討する等、長期未解決苦情の早期解決に向けた取組を実施したか。(分・21年度評価)		
	5 情報の公表等	5 情報の公表等	● 機構の業務及び組織その他経営内容に関する情報を公表しているか。 ※ 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報の公表状況 ※ コンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報の公表状況 ※ 財務諸表の公表状況 ● 情報の公表に当たり、ホームページを積極的に活用しているか。情報提供に当たって、充実した情報をわかりやすく、迅速に提供しているか。 ※ 上記の資料のホームページでの公表状況 ※ ホームページの掲載内容の検証状況	日笠専門委員	下和田委員
			1 ディスクロージャー誌を作成し、機構の事務所内に備置しているか。 1 新聞広告等を活用した情報の提供に努めたか。 1 ウェブサイトにおける公表の際に、必要な改善ができている等、ユーザビリティ・アクセシビリティは十分か。 1 掲載内容及び掲載方法について、年に1回以上検証を行ったか。		
	6 預金者等への周知	6 預金者等への周知	● 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時把握し、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図るため、郵便貯金の預金者に対しその状況を周知しているか。 ● 支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時把握し、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図るため、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知しているか。 ※ 預入期間を経過した郵便貯金及び支払義務が発生した保険金等の残存状況の把握状況 ※ 契約者等に対する周知の実施状況	金井専門委員	下和田委員
			1 預入期間を経過した郵便貯金及び支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握したか。 1 把握した状況について、ホームページにより公表したか。 2 預入期間を経過した郵便貯金の有無の確認及び早期受取を呼びかける新聞広告等を行ったか。 3 広告に係る認知度の評価のみならず、事業の解消実績・残高実績やその推移による効果検証・分析を実施し、その結果を踏まえたより効果的かつ効率的な周知方法、解消策等を検討したか(分・21年度評価)		
第3 財務内容の改善に関する事項	—	—	● 「第1 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が行われているか。 ※ 予算の執行状況 ※ 当期純利益(又は当期純損失)発生要因の分析状況・検証状況(政・評価の視点) ※ 利益剰余金(又は繰越欠損金)の発生状況(政・評価の視点)	梶川専門委員	釜江委員
			1 中期計画・年度計画の予算に基づき、適切に執行されたか。 1 当期純利益(又は当期純損失)の発生要因は適切なものか(政・評価の視点)。 1 利益剰余金が計上されている場合、法人の性格(事務・事業の内容等を含む。)に照らし過大な利益となっていないか。(政・評価の視点)(政・評価の具体的取組) 2 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。未策定の場合、その理由は妥当か(政・評価の視点)。 3 繰越欠損金の解消計画がある場合、当該計画に従い解消が進んでいるか(政・評価の視点)。		

第4 その他 業務運営に 関する重要 事項	1 施設及び 設備に関する 計画	—				
	2 適切な労働環境の確保	1 適切な労働環境の確保	● 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施しているか。また、適材適所の人事配置を行っているか。	石川専門委員	釜江委員	
			※ 組織編成・人員配置の見直し状況			1 組織編成・人員配置は実情に即した見直しができたか。 2 常勤職員数は適正な人数か。 3 人事評価は職員の努力・成果を適性に評価することができるものか。
			● メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を図っているか。			
			※ セクシャル・ハラスメントの防止、メンタルヘルス等に係る管理体制、職場環境の整備状況	1 産業医や相談員を適切に活用したか。		
	3 機構が保有する個人情報の保護	2 機構が保有する個人情報の保護	● 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めているか。	佐野専門委員	釜江委員	
			※ 機構における個人情報の保護に関する規程・体制の整備状況			1 四半期に一度の規程の遵守状況のチェックは行われたか。
			※ 機構における個人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生状況			1 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生状況は適切に抑制されたか。
						● 委託先・再委託契約において個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行っているか。
			※ 委託先に対する確認・改善要求の状況	1 委託先に必要な確認は行ったか。		
		※ 委託先を通じた再委託先に対する確認・改善要求の状況	1 個人情報保護の体制強化が図られたか。(分・21年度評価)。			
4 災害等の不測の事態の発生への対処	3 災害等の不測の事態の発生への対処	● 災害等不測の事態が発生した場合のリスク管理体制が整備されているか。	金井専門委員	下和田委員		
		※ 緊急時の対応マニュアルの作成状況			1 緊急時の対応マニュアルについて、年1回以上検証を行ったか。	
		※ マニュアルの検証状況			1 必要に応じた見直しはなされたか。	
					● 委託先・再委託先においても災害等不測の事態の発生への対処が図られるよう適切な監督を行っているか。	
		※ 委託先・再委託先に対する確認・改善要求の状況	1 必要に応じ、確認・改善要求がなされたか。			
5 その他	4 その他	● 環境保全の観点から環境に与える影響に配慮、適切な対応が図られているか。		佐野専門委員	下和田委員	
		※ 環境に配慮した業務運営への取組状況	1 「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた業務運営ができたか。 2 環境に係る取組を広く国民に周知するため、広報体制の充実が図られたか。(分・21年度評価)			
		● 内部統制に係る取組が行われているか。(政・評価の視点)		以下「独立行政法人における内部統制と評価について」を参考		梶川専門委員
		※ 内部統制の取組状況(政・評価の視点)	1 統制環境は十分か。 ・ 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。(政・評価の具体的取組) ・ 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の一層の整備等に向けた課題等が明らかにされているか。(政・H21年度評価に関する意見)			
		2 リスクへの対応と評価は適切になされているか。 ・ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。(政・評価の具体的取組) ・ 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。(政・評価の具体的取組H22追加事項)				
		3 統制活動としての方針や手続は整備されているか。 ・ マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。(政・評価の具体的取組)				
		4 情報の識別、把握、処理及び伝達が適切に行われるよう経路が整備されているか。 ・ 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。(政・評価の具体的取組) ・ 法人のミッションを役職員により深く浸透させるための取組を実施したか。(政・H21年度評価に関する意見) ・ 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。(政・評価の具体的取組H22追加事項)				
5 日常のモニタリング態勢は整備されているか。 ・ 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。(政・評価の具体的取組) ・ アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。(政・評価の具体的取組)						
6 ICTの利用環境は整備されているか。組織内の利用について必要な方針や手続は整備されているか。						
		※ 監事の監査との連携状況(政・評価の具体的取組)	1 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意したか。(政・評価の具体的取組) 2 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。報告を受けた改善点等について、対応を行っているか。(政・評価の具体的取組)(政・H21年度評価に関する意見) 3 報告された改善点について、事業の実効性が上がるよう、所要の見直しが行われたか。(横断的見直し) 4 監事監査の課題について明確にされているか。(政・H21年度評価に関する意見)			
		● 役職員のイニシアティブは機能しているか。(政・評価の視点)				
		※ 業務の改善のためのイニシアティブの活用状況(政・評価の視点)	1 役職員からのイニシアティブを具体的に把握・分析しているか。(政・評価の視点) ・ 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチを行ったか。(政・評価の具体的取組) 2 役職員からのイニシアティブを業務の改善に役立てているか。(政・評価の視点) ・ 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチを行ったか。(政・評価の具体的取組)			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 組織運営の効率化		
■ 中期計画の記載事項			
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、機構に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務及び組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行う。			
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した柔軟かつ機動的な人員配置を行う。	1 国際ボランティア貯金寄附金に関する業務をより効率的・弾力的に遂行できるよう、貯金部業務課の所掌する寄附金配分団体に対する監査に関する事務を、寄附金の配分に関する事務を所掌する同部財務課に移管し、同課において一元的に実施する体制を構築した（平成22年11月）。また、これに伴って、貯金部業務課職員1名を同部財務課に配置換えした。 2 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、当機構について「業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する」ことを「22年度から実施」とされたことを受けて、理事を長とする「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」を設置し、より効率的な業務実施体制を構築する観点から、各課の業務量及び職員・派遣職員の配置状況について詳細な検証を行い、その結果を理事長に報告した。 3 派遣職員については、これまでも設立時に予定されていなかった差押関係事務等への対応のために活用してきたところであるが、平成22年度においても、その活用を図るとともに、平成23年度に向けて、業務量の変動に応じた配置の見直しを行った。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	8名

■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価	

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業務経費の削減	
■ 中期計画の記載事項		
機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。）について、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対する中期目標期間の最終年度の当該経費の額の割合を 96%以下とする。 なお、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 23 年度において、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額と比較し、4%以上の削減を行う。 また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	機構が旧日本郵政公社（以下「旧公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革を図るとともに、各業務への適切な資源配分を行うため、各部門における業務進捗状況と経費を的確に把握し、見直しを行い、一般管理費及び業務経費の効率的な使用を推進する。	1 経費の効率的使用 (1) 業務実態を踏まえ、郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるように配意しつつ、訓示等を通じて、理事長が職員の意識改革を図るとともに、総務部、貯金部及び保険部における業務態勢の整備を図り、委託先等の監査、訴訟・差押、周知・広報等の業務実施に当たって、一般管理業務及び業務経費の効率的な使用に努めた。 (2) 支出の厳格な見直し、契約状況の点検・見直しに努めたほか、各部門の経費使用状況を毎月の支払等を通じて確認しつつ、経費の効率的使用に心掛けた結果、一般管理費及び業務経費の合計（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。）について、平成 21 年度の 4 億 48 百万円に対して平成 22 年度は 3 億 68 百万円となり、約 18%の低減が図られた。

		なお、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定）において「コスト縮減を念頭に、人件費を含む予算の執行管理等、法人経営全般にわたる経営管理の適正化について見直しを行う」こととされたことを受けて見直しを行い、また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において「一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する」とされたことを受けて改めて点検を行ったが、平成 22 年度予算は、平成 21 年度の実績を踏まえ、中期計画における削減目標を大幅に上回って策定され、また、使用実績についても、平成 22 年 12 月現在既に主要な契約手続が済んだ上で順調に推移していることから、改めて新たな目標を設定する必要はないとの結論となった。 2 契約の適正化に関する取組 (1) 契約に係る規程類の整備 「会計規程」、「会計手続」、「契約手続」等の契約に係る規程類について、これまでに、国の契約に係る規程類と基準をそろえるために包括的随意契約条項及び予定価格作成省略条項の廃止等を行ったほか（平成 20 年度）、一括再委託の禁止・一部再委託の事前承認条項を盛り込んだ契約書の様式を制定する等（平成 21 年度）の整備を行ってきた。 なお、急を要する場合以外であっても公告期間を短縮できるとする規定や公益法人随意契約条項については、当初から設けていない。 (2) 契約事務手続に係る執行体制・審査体制の整備 執行体制については、少額随意契約を除いた契約件数が年間 30～40 件程度であることから、会計課（4 名）が事務を担当し、総務部長（100 万円以上の支出を伴うものは、理事長）が決裁を行っている。 また、審査体制については、執行部門に対する審査部門の牽制を確立するため、すべての契約関係文書を内部監査担当に回議して事前審査を
--	--	---

		受けているほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、平成 21 年 12 月 3 日に監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置した。 また、平成 23 年 3 月 1 日には、外部有識者を 2 名から 3 名に増強し、審査体制の強化を図った。 平成 22 年度においては、平成 22 年 11 月 26 日に第 3 回、平成 23 年 3 月 23 日に第 4 回の契約監視委員会の会合を開催した。 (3) 契約状況の点検・見直し 契約状況の点検・見直しについては、「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成 22 年 6 月 16 日総務省要請）を受けて、第 3 回の契約監視委員会の会合において「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月公表）の取組状況について、点検を受けた。 また、「契約監視委員会における民間企業の購買・調達部門の経験者の意見の活用」及び「同一業者と競争性のない随意契約を継続する場合の費用低減の取組状況」について説明を行い、了承を受けた。 なお、平成 23 年 3 月 1 日付で民間企業の購買・調達部門経験者の委員が、当機構の契約監視委員会に新たに就任している。 さらに、同一業者と競争性のない随意契約を継続する場合の費用低減の取組では、機構事務所の賃料について、貸室賃貸借料契約を改定し、平成 23 年 6 月 1 日から約 28%削減している。 (4) 関連法人との取引 当機構には、関連法人（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等）に該当する法人は存在しない。 (5) 随意契約の縮小 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づく「随意契約見直し計画」については、平成 18 年度に締結した随意契約を見直す計画であることから、平成 19 年 10 月に発足した当機構は作成の対象外であるが、その趣旨を踏まえて随意契約の縮小に努めてきており、平成 22 年度の競争性のない随意契約は独立行政法人通則法
--	--	---

		(以下「通則法」という。)第38条第4項の規定に基づく財務諸表の官報公告1件のみであった。 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づいて「随意契約等見直し計画」を策定し、平成22年4月に総務大臣に報告するとともに公表した。 さらに、平成23年4月にはフォローアップとして平成21年度における契約状況を公表した。 なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積りを徴することを徹底し、経費の効率的な使用を図っている。 (6) 再委託の状況 情報システムの運用・保守等の委託について再委託の申出があり、委託業務の円滑な実施のために必要と認められたことから、承認した。 (7) 一者応札・一者応募の改善 一者応札・一者応募の改善方策として、平成21年6月に公告期間の延長、仕様書の見直し等の措置を実施、公表していたところであるが、更に、契約監視委員会における点検・見直し結果を踏まえ、より十分な公告期間を確保するための措置を講じた。 また、平成22年7月には改善方策を見直し、原則として入・開札前の事前説明会の実施及び履行前の早期入・開札の実施の措置を講じた。 なお、平成21年度に一般競争入札・企画競争・公募を経て締結した契約案件における一者応札・一者応募割合は25件中8件(32.0%)であったのに対し、平成22年度は30件中13件(43.3%)であった。 平成22年度の一者応札・応募割合が平成21年度より若干増加した原因は、契約の目的を達成するために必要な資格・要件を求めたことによるもの、及び生命保険関係を監査できる会計監査人が限られる中で当機構に応募することにより他の法人(契約予定者)と利害関係から契約できなくなるおそれがあるとして応募がなかったものである。 一者応札・一者応募となった案件については、「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成22年6月16日総務省要請)において事後点
--	--	---

		検を行うこととされたこと及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図ることとされたことを受けて、事後点検及び見直し等を行うとともに、これらの取組状況について契約監視委員会による点検を受けたところである。 (8) 一般競争入札の入札条件 平成 22 年度の一般競争入札案件のうち一者応札となったものについて、競争性・透明性の確保の観点から、制限的な入札条件が設定されていないか、再確認を行った。 (9) 情報の公開 前述の契約状況の点検・見直し結果や随意契約等見直し計画のフォローアップのほか、一般競争入札及び随意契約（企画競争又は公募を経たものを含む。）の状況や、契約監視委員会の議事要旨・配布資料等をホームページで公表している。 3 人件費の削減等に係る取組 (1) 人件費の削減等については、前年度に引き続き、超過勤務手当の効率的な使用を推進した。具体的には、毎週水曜日を定時退庁日とし、その都度職員に周知するとともに、毎月の超過勤務手当額等の管理を徹底した結果、平成 22 年度の超過勤務手当額等は、前年度に比べて約 1 割減少した。 その結果、人件費は、平成 22 年度の削減目標(注)である 3.0%に対して、5.6%の削減となった。 注 中期計画において、平成 19 年度の人件費（退職手当及び福利厚生費を除く。）を年間換算した額と比較し、中期計画最終年度の平成 23 年度には 4%以上削減をすることとしている。平成 22 年度は、3 年目となることから、平成 19 年度の基準値に対して、3.0%以上を削減することを目標とした。 【給与水準（対国家公務員指数）の適正性】 ○ 機構の給与水準（ラスパイレス指数）（平成 22 年度）
--	--	---

		(事務・技術職員)		
		対国家公務員（行政職（一））年齢勘案	109.6	
		年齢・地域・学歴勘案	95.3	
		(要因)		
		機構の給与水準は、対国家公務員（行政職（一））の比較指数が109.6となっている。		
		その要因としては、機構の事務所は東京都特別区内のみに設置され、かつ、国家公務員と同様に地域手当（機構では調整手当としている。）を支給している機構と地域手当未支給地を含む全国の平均で算出された国家公務員とで比較された指数となっているためである。		
		比較対象を合わせ、機構と同じ地域（東京都特別区）に勤務する国家公務員に限定して比較すると、指数は94.7となる。		
		なお、機構の役職、年齢別の給与の支給状況については、6月末目途に職級別在職状況等をホームページで公表することとしている。また、平成19年度、平成20年度及び平成21年度の状況についても、現在ホームページで公表している。		
		(2) また、平成22年度の国家公務員の給与改定等に合わせ、役員報酬（俸給・賞与）の引下げ及び職員給与（俸給・賞与）の引下げを実施した。		
		(3) なお、諸手当については、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はなく、また、法定外福利費についても、職員の健康診断費用など必要な支出を除き、食事の補助、個人旅行補助、互助組織への支出、レクリエーション経費等への支出は、一切行っていない。		
		【参考】		
		対国家公務員指数の対前年度比較		
		(事務・技術職員)		
		対国家公務員（行政職（一））	平成21年度	平成22年度
		年齢勘案	109.5	109.6
		年齢・地域勘案	95.2	94.7
				増減
				0.1
				△0.5

		年齢・学歴勘案	108.4	109.1	0.7
		年齢・地域・学歴勘案	95.3	95.3	0.0
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	15 名		
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)				
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価					

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 資産の確実かつ安定的な運用	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙1のとおり）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙2のとおり）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。 (2) 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、株式会社かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2（1）①及び②による確認等を行うこととする。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	(1) 機構が旧公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙1のとおり）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙2のとおり）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。	郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用については、中期計画及び平成22年度年度計画で定める運用計画を遵守し、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）に対する預金、預金者・保険契約者への貸付け、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付けに係る債権の保有のための運用、国債等・預金による運用を実施することにより、確実かつ安定的な運用に努めた。 期末における運用残高は、下表のとおりであり、いずれも独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下「機構法」という。）等で定められた方法による運用としている。 また、中期計画及び平成22年度年度計画で定める運用計画に基づき、具体的な運用方法を運用実施方針として定め、余資運用については、預金等のほか、流動性及び安全性の観点から国債（満期保有目的の債券）に運用している。 なお、貸付金については、地方公共団体貸付及び公庫公団等貸付を実施しているが、これらは、金融庁の金融検査マニュアルにおいても、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とすることとなっていることから回収計画は策定していない。預金者貸付及び保険契約者貸付については、郵便貯金の残高・簡易生命保険の積立金の範囲内での貸付けであることから回収不能の問題はない。

	(2) 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、株式会社かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2 (1) ①及び②による確認等を行うこととする。	○郵便貯金資産運用残高																				
		(単位：百万円)																				
		<table><tr><th>区分</th><th>平成 22 年度末</th><th>平成 21 年度末</th><th>増減額</th></tr><tr><td>ゆうちょ銀行への特別貯金</td><td>45, 095, 189</td><td>61, 413, 288</td><td>▲16, 318, 099</td></tr><tr><td>預金者貸付</td><td>80, 655</td><td>121, 342</td><td>▲ 40, 687</td></tr><tr><td>地方公共団体貸付</td><td>2, 598, 898</td><td>2, 895, 471</td><td>▲ 296, 573</td></tr><tr><td>国債 (満期保有目的の債券のみ)</td><td>34, 713</td><td>12, 743</td><td>21, 970</td></tr></table>	区分	平成 22 年度末	平成 21 年度末	増減額	ゆうちょ銀行への特別貯金	45, 095, 189	61, 413, 288	▲16, 318, 099	預金者貸付	80, 655	121, 342	▲ 40, 687	地方公共団体貸付	2, 598, 898	2, 895, 471	▲ 296, 573	国債 (満期保有目的の債券のみ)	34, 713	12, 743	21, 970
		区分	平成 22 年度末	平成 21 年度末	増減額																	
		ゆうちょ銀行への特別貯金	45, 095, 189	61, 413, 288	▲16, 318, 099																	
		預金者貸付	80, 655	121, 342	▲ 40, 687																	
		地方公共団体貸付	2, 598, 898	2, 895, 471	▲ 296, 573																	
		国債 (満期保有目的の債券のみ)	34, 713	12, 743	21, 970																	
		○簡易生命保険資産運用残高																				
		(単位：百万円)																				
<table><tr><th>区分</th><th>平成 22 年度末</th><th>平成 21 年度末</th><th>増減額</th></tr><tr><td>保険契約者貸付</td><td>1, 183, 102</td><td>1, 330, 160</td><td>▲ 147, 058</td></tr><tr><td>地方公共団体貸付</td><td>12, 868, 273</td><td>14, 168, 210</td><td>▲ 1, 299, 937</td></tr><tr><td>公庫公団等貸付</td><td>24, 964</td><td>407, 525</td><td>▲ 382, 561</td></tr><tr><td>国債 (満期保有目的の債券のみ)</td><td>319</td><td>320</td><td>▲ 0</td></tr></table>	区分	平成 22 年度末	平成 21 年度末	増減額	保険契約者貸付	1, 183, 102	1, 330, 160	▲ 147, 058	地方公共団体貸付	12, 868, 273	14, 168, 210	▲ 1, 299, 937	公庫公団等貸付	24, 964	407, 525	▲ 382, 561	国債 (満期保有目的の債券のみ)	319	320	▲ 0		
区分	平成 22 年度末	平成 21 年度末	増減額																			
保険契約者貸付	1, 183, 102	1, 330, 160	▲ 147, 058																			
地方公共団体貸付	12, 868, 273	14, 168, 210	▲ 1, 299, 937																			
公庫公団等貸付	24, 964	407, 525	▲ 382, 561																			
国債 (満期保有目的の債券のみ)	319	320	▲ 0																			
再保険先の資金運用については、毎月、株式会社かんぽ生命保険 (以下「かんぽ生命保険」という。) から「かんぽ資金の運用実績・評価」の説明を受け、運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を行った。また、これらの資料に基づき、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスク (株価及び為替水準) について検証を行った。 なお、この結果、安全資産は確実かつ安定的に運用が行われており、安全資産の評価額が、かんぽ生命保険が機構のために積み立てる額を上回っていることを確認した。																						
1 保有資産の見直し																						
(1) 実物資産																						
実物資産については、建物、土地等は保有していない。事務所内の間仕																						

		切りやサーバー・パソコン等は、いずれも機構の業務を遂行するために不可欠なものであり、また、必要最小限の数量のみ調達している。また、現時点において減損を認識している固定資産はない。 (2) 金融資産 金融資産については、機構法等に基づき運用している。資産規模は、預金者、保険契約者等の行動の結果として決まるものであり、各契約の満期終了等に伴い、基本的に減少している。 (3) 知的財産 特許権等の知的財産は保有していない。 2 保有資産の運用・管理 (1) 実物資産 事務所内の間仕切りやサーバー・パソコン等については、いずれも有効に活用されており、また、適切かつ効率的に管理されている。 (2) 金融資産 ① 運用方針は、中期計画及び年度計画の中で定められており、その運用方針どおりに運用している。 ② 機構法等に基づき、事業目的を達成するため適切に運用・管理しており、法人の責任を果たしている。 ③ 必要な人員を配置するとともに、内部統制を図っている。 ④ ディスクロージャー誌及びホームページへの掲載等により、実績を明らかにしている。 ⑤ 前述のとおり、回収不能に陥るおそれはないことから、回収計画は策定していない。 (3) 知的財産 特許権等の知的財産は保有していない。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	8 名
■ 当該項目の評価	(AA～D の 5 段階評価を記入)		

(AA～D)	
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価	

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 提供するサービスの質の確保
■ 中期計画の記載事項	
(1) 委託先の監督 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「委託先」という。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、郵政民営化以前に公社が行っていた郵便貯金業務及び簡易生命保険業務（以下「公社業務」という。）と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。 また、委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずることとする。 ① 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行う。 ② 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店又は出張所における委託業務の実施状況を監査する。 (2) 再委託先の監督 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先である郵便局株式会社（以下「再委託先」という。）に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記（1）①及び②に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。 (3) 監督にあたり留意する事項 ① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間 利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。 ② 標準処理期間の設定 預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。 その対応状況について、必要に応じ上記（1）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。 （郵便貯金管理業務）（詳細は別紙3のとおり）	

- ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い
- イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い
- ウ 残高証明書発行の取扱い
- (簡易生命保険管理業務) (詳細は別紙4のとおり)
- ア 満期保険金の支払い
- イ 入院保険金の支払い
- ウ 生存保険金の支払い
- エ 失効・解約還付金の支払い
- オ 基本契約の死亡保険金の支払い

■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1) 委託先の監督		
① 業務の質の確保	郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「委託先」という。)に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、郵政民営化以前に旧公社が行っていた郵便貯金業務及び簡易生命保険業務(以下「旧公社業務」という。)と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。	①について 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、下記「②について」のとおり委託先に対する監督項目及び項目ごとのスケジュール等を規定した監督方針を定め、下記「③について」のとおり確認・指導等を行うことにより、委託先に対し、公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めた。
② 監督方針の策定	委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定めることとする。	②について 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、平成22年3月に監督方針を定めた。

③ 確認等

監督方針に基づき、確認等を行うとともに、必要に応じ、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

なお、平成 22 年度における重点確認項目等は次のとおりとし、項目ごとのスケジュールについては監督方針等に盛り込むこととする。

- ア 重点確認項目
(郵便貯金管理業務)
- i 業務品質の確保

③について

- ア 重点確認項目
(郵便貯金管理業務)
- i 業務品質の確保

① 随時の確認

現金過不足事故等、業務品質に関する事項のうち、重大な事案が発覚した場合は、直ちに報告を受け、その内容及び再発防止策について確認を行った。また、四半期ごとに取りまとめて傾向等を分析し、実地監査に活用した。

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生以降は、毎日、被災地の店舗の営業状況、非常取扱い（通帳、証書等を紛失した被災者 1 人につき 20 万円までの払戻し等）の実施数等を把握した。

② 定期的な確認

現金過不足事故以外の事案（後日支払い等）については毎月、その発生状況等の報告を受け、公社業務と比較し質の維持・向上が図られているかについて確認を行った。

さらに、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、現金過不足事故及び後日支払いの防止態勢について報告を受け、態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、対応状況を点検し、必要に応じ改善指導した。

④ 事案の内容及び再発防止策等

ii 委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組

iii 顧客情報の管理

業務品質の確保に関する事故の具体的な事例としては、本来の額と異なる貯金の払戻しを行い、現金過不足事故を生じた事案がある。

平成 22 年度における現金過不足事故（再委託先の事故を含む。）の発覚件数は、304 件となっている。事故のほとんどが不注意に起因していることから、再発防止策として基本動作の徹底等に取り組んだ結果、現金過不足事故数は減少傾向にある。

東日本大震災発生後には、非常取扱いを迅速に実施し、その実施内容を点検した上で一部改善した。このほか、阪神・淡路大震災後に講じた施策について今回も実施できないかを検討した。

ii 委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組

① 随時の確認

委託先の役職員による犯罪が発生した場合は、直ちに報告を受け、その内容及び再発防止策について確認を行った。また、四半期ごとに取りまとめて傾向等を分析し、実地監査に活用した。

② 定期的な確認

四半期ごとに、改善計画の進捗・実施状況について報告を受け、委託先の取組について確認を行った。

また、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月に、犯罪防止態勢について報告を受け、態勢の整備状況、防止策等について確認を行い、不十分な点について、年 2 回、改善指導した。

③ 実地監査

すべての監査先において、役職員による犯罪の防止対策の実施状況を点検し、必要に応じ改善指導した。

④ 事案の内容及び再発防止策等

高額払戻者への案内状送付等の犯罪防止への取組を強化した結果、平成 22 年度委託先の犯罪発覚件数は、0 件であった。（再委託先は 28 件）

iii 顧客情報の管理

① 随時の確認

預金者情報の紛失等の事案が発覚した場合は、直ちに報告を受け、その

iv 苦情申告等の対応

内容、対応策及び改善策について確認を行った。また、四半期ごとに取りまとめて傾向等を分析し、実地監査に活用した。

② 定期的な確認

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、顧客情報の管理態勢について報告を受け、態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、管理状況を点検し、必要に応じ改善指導した。

④ 事案の内容及び再発防止策等

顧客情報に関する事故の具体的な事例としては、社内紛失及び誤廃棄がある。

平成 22 年度における事案の発覚件数は、店舗及び事務センターで一斉点検を実施したこと等により、282 件（再委託先分を含み、郵便事故を除く。）となっている。

再発防止策としては、書類や磁気媒体の集中保管に加え、役職員に対する指導、研修等を継続的に実施している。

iv 苦情申告等の対応

① 随時の確認

お客さまから委託先に寄せられた苦情申告等は、すべて、毎日、機構に報告される。

機構は、これらの苦情申告等のうち重大な苦情申告等の内容を 1 件 1 件確認し、必要に応じて対応状況の報告を受け、進捗管理、指導等を行っている。

また、四半期ごとにすべての苦情申告等を内容ごとに分類し、その分析結果を改善策の策定に活用した。

さらに、その件数及び概要について、平成 22 年度第 4 四半期分から機構ホームページに掲載し、公表を開始した。

② 定期的な確認

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、苦情申告等管理態勢について報告を受け、態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

v 委託先の外部委託の管理

③ 実地監査

すべての監査先において、苦情申告等への対応状況を点検したが、店舗及び貯金事務センターにおいては、指摘すべき点はなかった。

④ 事案の内容及び再発防止策等

平成 22 年度における郵便貯金管理業務に関する苦情申告等の件数は 9,541 件（再委託先が受けたものを含む。）となっている。

苦情申告等が多い事例としては、「お客さまへの案内状に関する事」、「窓口の事務処理に関する事」及び「職員の態度やマナーに関する事」がある。

お客さまへの案内状については、機構と委託先が共同で、苦情申告内容の分析結果を踏まえて内容を見直し、平成 23 年 5 月以降準備が整ったものから見直し後の案内状を送付することとした。

また、窓口での事務処理及び職員の態度やマナーについては、委託先が内容を改訂したハンドブックを配布して職員教育に活用することで改善を図った。

さらに、平成 22 年 10 月からの金融 ADR 制度（裁判外紛争手続）の実施に伴い、委託先を通じて、一般社団法人全国銀行協会を郵便貯金に関する紛争解決機関とし、対応を開始した。

v 委託先の外部委託の管理

① 随時の確認

再委託先の事案について下記（2）アの i から iv までの①の確認等を行う際に、委託先による再委託先の管理状況についても確認し、必要に応じて委託先を指導した。

② 定期的な確認

下記（2）アの i から iv までの②で述べる再委託先に関する報告を、委託先を通じて受けた際に、委託先による再委託先の管理状況についても確認を行った。

さらに、四半期ごとに、委託先が再委託先に対して実施したモニタリング結果及び監査結果の報告を受け、実施状況及び内容の確認を行った。

vi 会計に関する業務の適正性

(簡易生命保険管理業務)

i 業務品質の確保

③ 実地監査

委託先の本社等の実地監査の際、再委託先に対する管理体制を点検し、必要に応じ、改善を指導した。

また、再委託先による再々委託先の管理についても、再委託先本社、支社等の実地監査の際に点検し、必要に応じ、改善を指導した。

④ 事案の内容及び再発防止策等

特に、再委託先の役職員による犯罪の防止、苦情申告への対応及び顧客情報管理について、委託先にも管理面で一層の取組を求めた。

vi 会計に関する業務の適正性

① ゆうちょ銀行から報告される月次財務データの検証

計数の網羅性、実在性、正確性を確認するため、その前年度値との比較等により異常値分析を行った。

② 実地監査等

平成 22 年 7 月及び 10 月、店舗 2 箇所において実地監査を行った。

また、平成 23 年 3 月、本社に対して、ゆうちょ総合情報システムにおける新旧勘定区分の状況を確認した。

さらに、機構に担保として差し入れる債券の入替事務の態勢等について、平成 23 年 2 月に本社に対してヒアリングを行った。

③ 会計に関する業務の適正性（分析等）に関する指導事項等

上記①及び②において、機構の財務諸表に重大な影響を及ぼすような事象は認められなかった。

ア 重点確認項目

(簡易生命保険管理業務)

i 業務品質の確保

① 随時の確認

現金過不足事故等、業務品質に関する事項のうち、重大な事案が発覚した場合には、直ちに、委託先から機構に報告されることとしている。

機構においては、これらの発生報告を受け、その内容を確認し、必要に応じ、委託先に対し改善策の検討について指導等を行うとともに、改善策

ii 委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組

について報告を受け、その内容について確認を行うこととしている。

なお、平成 22 年度においては、委託先において業務品質に関する事項のうち重大な事案は発覚していない。

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生以降は、被災地の支店・サービスセンターの業務運行状況（日次）、非常取扱いの実施数（週次）等を把握した。

② 定期的な確認

現金過不足事故等については毎月、委託先から発生状況等の報告を受け、発生原因や改善策について確認するとともに、発生状況の推移等について分析等を行った。

さらに、平成 22 年 12 月に、現金過不足事故の防止態勢について報告を受け、態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、業務品質の確保及び業務取扱状況等について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

④ 事案の内容及び再発防止策等

業務品質の確保に関する事故の具体的な事例としては、保険料の収納時及び保険金等の支払時に現金過不足事故を生じた事案等がある。

再発防止策としては、現金授受の際の 2 回査算の徹底やお客さま自身による現金確認の声かけの励行等の基本動作の徹底、キャッシュレス化の推進等の取組を実施している。

なお、平成 22 年度における現金過不足事故（再委託先の事故を含む。）の発覚件数は、516 件となっており、現金過不足事故は減少傾向にある。

ii 委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組

① 随時の確認

委託先の役職員による犯罪が発覚した場合には、直ちに報告を受け、委託先に内容確認及び説明を求めるとともに、必要に応じ、委託先に対し業務改善や再発防止策の検討について指導等を行った。

平成 22 年度においては、委託先直営店において初めて犯罪が発覚したこ

iii 顧客情報の管理

とから、平成 22 年 8 月に犯罪を防止できなかった問題点（内部管理態勢を含む。）の解明及び改善策について文書により報告を求め、その内容について確認した。

② 定期的な確認

毎月、委託先から委託先における犯罪の発覚状況等について報告を受け、発覚状況の推移等について分析等を行った。

また、四半期ごとに、改善計画の進捗・実施状況について報告を受け、委託先の取組状況について確認を行った。

さらに、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月に、犯罪の防止態勢について報告を受け、態勢の整備状況、犯罪防止策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、犯罪の防止態勢について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

④ 事案の内容及び再発防止策等

犯罪事案の具体的な事例としては、失効還付金詐欺取事案がある。

再発防止策としては、現金による局所外支払時における確認方法を、防犯管理者等による事前の電話連絡を原則とする方法に改正、支払等の書面調査の拡大（平成 22 年 10 月より新たに高額支払（100 万円以上）のものに対する書面調査を実施）、キャッシュレス化の推進等の取組を実施している。

平成 22 年度における再委託先を含む犯罪の発覚件数は、12 件と前年度 10 件より微増している。その要因としては、犯罪防止への取組を強化した結果、新たに実施した書面調査や犯罪防止マニュアルに基づき、集金区を変更したことによる犯罪の発覚があり、策定した再発防止策が有効に機能したものと思慮するところ。

iii 顧客情報の管理

① 随時の確認

顧客情報の漏えい等が発覚した場合には、直ちに又は全容が判明次第、委託先から報告を受け、その内容、対応策及び改善策について確認を行っ

iv 苦情申告等の対応

た。

② 定期的な確認

毎月、委託先から委託先における顧客情報の漏えい等の発覚状況等について報告を受け、発覚状況の推移等について分析等を行った。

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、顧客情報管理態勢について報告を受け、態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

平成 22 年度下期監査における監査先において、顧客情報の管理態勢について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

④ 事案の内容及び再発防止策等

顧客情報に関する事故の具体的な事例としては、社内紛失及び誤送付がある。

再発防止策としては、保険関係書類の集中保管に加え、顧客情報保護に関する年間を通じた継続的な指導・周知・研修を実施した。

その結果、平成 22 年度における簡易生命保険管理業務に関する顧客情報の漏えい等の発覚件数は、150 件（再委託先分を含み、郵便事故を除く。）

と前年度発覚件数 242 件より大幅に減少している。

iv 苦情申告等の対応

① 随時の確認

お客さまから直接機構に寄せられた苦情申告等については、原則、委託先又は再委託先が対応することとしているが、お客さま対応に遺漏がないよう、必要の都度、委託先を指導するとともに、委託先から対応状況の報告を受け、進捗管理等を行った。

② 定期的な確認

お客さまから委託先に寄せられた苦情申告等については、毎月、委託先から発生状況の報告を受け、発生の様態や改善策について確認するとともに、発生状況の推移等について分析等を行った。

また、重大な苦情申告については、1 件 1 件つぶさに内容を確認し、委託先の対応状況等について疑義等がある場合には、委託先に調査・報告を

v 保険金等支払の管理

求め、必要に応じ指導等を行った。

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、苦情申告等管理態勢について報告を受け、態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

平成 22 年度下期監査における監査先において、苦情申告等処理態勢について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

④ 事案の内容及び再発防止策等

平成 22 年度における簡易生命保険管理業務に関するお客さまの声 1,120,995 件のうち苦情申告等の件数は、193,269 件（かんぽ生命保険契約に関する苦情申告等を含む。）となっている。

苦情申告等が多い事例としては、「年金保険の現況届に名前、住所を記入するようになっているのに保護シールがない」との事案、「あいさつ状に記載されている口座番号を分からないようにしてほしい」との事案等がある。

再発防止策としては、現況届に保護シールを導入、あいさつ状に記載の口座番号は、下 4 桁のみ表示する等の取組を実施している。

また、平成 22 年度においては、平成 21 年度の払込証明書及びご契約内容のお知らせの郵送時期にかんぽコールセンターへの問い合わせが集中した事例を踏まえ、問い合わせ先の記載方法の工夫、かんぽコールセンターの要員措置等を実施した。

さらに、平成 22 年 10 月からの金融 ADR 制度（裁判外紛争手続）の実施に伴い、委託先の査定審査会を紛争解決機関と位置付け、対応を開始した。

v 保険金等支払の管理

① 随時の確認

保険金等の過誤払等、保険金等支払の管理に関する事項のうち、重大な事案が発生した場合には、直ちに、委託先から機構に報告されることとなっている。

機構においてはこれらの発生報告を受け、その内容を確認し、必要に応じ、委託先に対し改善策の検討について指導等を行うとともに、改善策に

について報告を受け、その内容について確認を行うこととしている。

なお、平成 22 年度においては、委託先において保険金等の支払の管理に関する事項のうち重大な事案は発生していない。

保険金等の支払点検等について、随時、委託先から実施計画、態勢整備及び進捗状況等について説明を受け、委託先における保険金等の支払点検等の取組について確認を行った。

② 定期的な確認

毎月、保険金等の過誤払等、保険金等支払の管理に関する事項について、委託先から発生状況等の報告を受け、発生原因や改善策について確認するとともに、発生状況の推移等について分析等を行った。

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月に委託先から、保険金等支払管理態勢について報告を受け、委託先における態勢の整備状況、保険金等の過誤払等の発生状況及び改善策等について確認を行った。

保険金等の支払点検等について、平成 21 年 6 月以降、平成 22 年 6 月末まで、隔週ごとに委託先から、保険金等の支払点検等の取組状況等について報告を受け、委託先における保険金等の支払点検等についての進捗状況等について確認を行った。

また、支払点検の進捗状況及びお客さま対応の取組等について、平成 22 年 7 月に報道発表を行い、その内容をホームページに掲載するとともに、その後も毎月ごとの進捗状況について確認を行っている。

③ 実地監査

平成 22 年度下期監査における監査先において、保険金等支払管理態勢について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

保険金等の支払点検等については、平成 22 年度上期における監査先において、保険金等の支払点検状況等について監査を実施したが、不適正な事案等は確認されなかった。

④ 事案の内容及び再発防止策等

保険金等支払に関する事故の具体的な事例としては、入院証明書等に記載された手術名に関するキーワードを見落とししたため、本来支払うべき手

vi 委託先の外部委託の管理

術保険金を支払わなかった事案等がある。

再発防止策としては、通常払に係る入院保険金、手術保険金、通院療養給付金等の支払処理事案について、支払審査時にチェックシートに基づく支払漏れ等のチェックを実施している。

また、平成 22 年 10 月から、満期・生存保険金の早期支払手続、キャッシュレス及び指定代理請求制度の勧奨、各種保険金の請求漏れがないことの確認を行う契約者フォローアップ活動を実施している。

vi 委託先の外部委託の管理

① 随時の確認

再委託先の事案について、下記（２）アの i から v までの①の確認等を行う際に、委託先による再委託先の管理状況についても確認し、必要に応じて委託先を指導した。

② 定期的な確認

下記（２）アの i から v までの②で述べる再委託先に関する報告を、委託先を通じて受けた際に、委託先による再委託先の管理状況についても確認を行った。

さらに、毎月、委託先が再委託先に対して実施したモニタリング結果の報告を受け、実施状況及び内容を確認するとともに、業務取扱の適正率の推移等について分析等を行った。

平成 22 年 12 月に、委託先から、再委託先に対する管理態勢について報告を受け、委託先と再委託先との連携態勢、モニタリング態勢及び研修・支援等の取組施策等について確認を行った。

③ 実地監査

委託先の本社等の実地監査の際、再委託先に対する管理態勢の監査を実施したが、不適正な事案等は確認されなかった。

④ 事案の内容及び再発防止策等

特に、再委託先の役職員による犯罪の発覚状況に鑑み、その発生原因の究明及び改善策について、委託先に対し文書により報告を求めるとともに、委託先から再委託先に対し法令等遵守の意識の浸透を図る取組の一層の強

vii 会計に関する業務の適正性

イ 実地監査計画

平成22年度における実地監査計画を定め、実地監査を行う。

なお、実地監査計画には、次の内容を盛り込むこととする。

化を指導するよう求めた。

vii 会計に関する業務の適正性

① 年度・中間決算期のかんぽ生命保険本社に対する実地監査

平成22年5月及び11月に再保険に係る決算データの網羅性・実在性・正確性を担保するため、「仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表が照合データとして適正であることの検証」、「仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表と機構に提供されたデータの網羅性・実在性・正確性の検証」「責任準備金等保険契約準備金に係る仕組みの検証」及び「責任準備金等保険契約者準備金が算出方法書に基づき正しく設計されているか抽出検査による検証」を行った。

② かんぽ生命保険本社、支店、サービスセンター及び郵便局に対する実地監査

平成22年5月及び平成23年3月にかんぽ生命保険本社に対して、かんぽ総合情報システムにおける新旧契約区分に係るシステムコントロールが担保されていることを確認するため、実地監査を実施した。

平成22年7月から平成23年1月まで、支店（9箇所）、サービスセンター（3箇所）、郵便局（3箇所）に対し実地監査を実施し、取引の発生からシステムへのデータ登録に係るコントロールの整備・運用状況の確認を行った。

③ 会計に関する業務の適正性（検証等）に関する内容等

上記①及び②において、機構の財務諸表に重大な影響を及ぼすような会計の適正性に対する不適正事項は確認されなかった。

イ 実地監査計画

(郵便貯金管理業務)

- ・ 委託先の本社、本支店又は出張所等及び再委託先の本社、支社又は郵便局(局規模等を勘案)を対象として、委託業務の実施状況を監査する。
- ・ 実地監査は、必要に応じ、上記アの項目並びに下記(3)①及び②に掲げる項目について行う。

(郵便貯金管理業務)

郵便貯金管理業務においては、平成22年4月に、委託先の本社、貯金事務センター、地域センター及び店舗並びに再委託先の本社、支社及び郵便局に対し実地監査を行う旨を規定した実地監査計画を定め、以下のとおり実施した。

(平成22年度上期)

① 実地監査対象

○ ゆうちょ銀行

- ・ 本社
- ・ 大阪貯金事務センター及び徳島貯金事務センター
- ・ 静岡地域センター
- ・ 堺店、豊橋店及び高知店

○ 郵便局株式会社(以下「郵便局会社」という。)

- ・ 本社
- ・ 近畿支社、東海支社及び四国支社
- ・ 奈良中央郵便局、静岡石田郵便局、静岡南郵便局、高知東郵便局及び高知本町郵便局

② 実施時期

平成22年5月から平成22年9月まで

③ 実地監査項目

- ・ 犯罪の防止態勢
- ・ 顧客情報管理態勢
- ・ 苦情申告等管理態勢
- ・ 標準処理期間の確保状況
- ・ 会計に関する業務の適正性
- ・ その他

④ 実地監査結果等

- ・ 上記アのiからvまでのそれぞれ「③ 実地監査」
- ・ 上記アのvi
- ・ 下記(2)アのiからivまでのそれぞれ「③ 実地監査」

(簡易生命保険管理業務)

- ・ 委託先の本社、サービスセンター又は

を参照。

(平成 22 年度下期)

① 実地監査対象

○ ゆうちょ銀行

- ・ 本社
- ・ 小樽貯金事務センター及び福岡貯金事務センター
- ・ 石川地域センター
- ・ 札幌東店、高岡店、横浜泉店及び松戸店

○ 郵便局会社

- ・ 本社
- ・ 北海道支社、北陸支社、九州支社、東京支社及び関東支社
- ・ 小樽郵便局、金沢天神橋郵便局、武雄郵便局、高橋郵便局、新宿小滝橋郵便局、千葉西都賀郵便局及び行田郵便局

② 実施時期

平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月まで

③ 実地監査項目

- ・ 犯罪の防止態勢
- ・ 顧客情報管理態勢
- ・ 苦情申告等管理態勢
- ・ 標準処理期間の確保状況
- ・ 会計に関する業務の適正性
- ・ その他

④ 実地監査結果等

- ・ 上記アの i から v までのそれぞれ「③ 実地監査」
- ・ 上記アの vi
- ・ 下記 (2) アの i から iv までのそれぞれ「③ 実地監査」

を参照。

(簡易生命保険管理業務)

簡易生命保険管理業務においては、平成 22 年 4 月に、委託先の本社、サービ

支店及び再委託先の本社、支社又は郵便局(局規模等を勘案)を対象として、委託業務の実施状況を監査する。

- ・ 実地監査は、必要に応じ、上記アの項目並びに下記(3)①及び②に掲げる項目について行う。

スセンター及び支店並びに再委託先の本社、支社及び郵便局に対し実地監査を行う旨を規定した実地監査計画を定め、以下のとおり実施した。

(平成 22 年度上期)

① 実地監査対象

○ かんぽ生命保険

- ・ 本社
- ・ 札幌支店、帯広支店、函館支店、さいたま支店、横浜支店、川崎支店、山梨支店、藤沢支店及び橋本支店
- ・ 新橋再査定センター及びさいたま再査定センター
- ・ 新橋コールセンター、池袋コールセンター及び横浜東コールセンター

○ 郵便局会社

- ・ 本社
- ・ 北海道支社及び南関東支社
- ・ 篠路郵便局、白糠郵便局、函館北郵便局、真駒内泉町郵便局、釧路愛国郵便局、渡島当別郵便局、与野郵便局、横浜金沢郵便局、川崎中央郵便局、甲府中央郵便局、横浜北幸郵便局、溝ノ口中央通郵便局及び甲府東光寺郵便局

② 実施時期

平成 22 年 5 月から平成 22 年 9 月まで

③ 実地監査項目

- ・ 犯罪の防止態勢
- ・ 保険金等支払管理態勢（保険金等の支払点検に関するものに限る。）
- ・ 外部委託の管理態勢
- ・ 会計処理態勢
- ・ その他

④ 実地監査結果等

- ・ 上記アの i、ii、v 及び vi のそれぞれ「③ 実地監査」
- ・ 上記アの vii

- ・ 下記(2)アの i、ii 及び v のそれぞれ「③ 実地監査」を参照。

(平成 22 年度下期)

① 実地監査対象

○ かんぽ生命保険

- ・ 本社
- ・ 福岡サービスセンター、東京サービスセンター及び京都サービスセンター
- ・ 那覇支店、深川支店、鳥取支店、福岡支店、北九州支店、松本支店、八王子支店、大津支店及び堺支店

○ 郵便局会社

- ・ 本社
- ・ 沖縄支社、東京支社及び中国支社
- ・ 南風原郵便局、宮古郵便局、八重山郵便局、浦添郵便局、深川郵便局、足立西郵便局、赤羽郵便局、昭島郵便局、廿日市郵便局、江津郵便局、智頭郵便局及び三原郵便局

② 実施時期

平成 22 年 10 月から平成 23 年 2 月まで

③ 実地監査項目

- ・ 犯罪の防止態勢
- ・ 顧客情報管理態勢
- ・ 苦情申告等処理態勢
- ・ 保険金等支払管理態勢
- ・ 契約維持管理態勢
- ・ 外部委託の管理態勢
- ・ 会計処理態勢
- ・ その他

④ 実地監査結果等

(2) 再委託先の監督

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先である郵便局株式会社(以下「再委託先」という。)に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、旧公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じて、上記(1)③による確認等を行うとともに、上記(1)③イの实地監査計画に基づき实地監査を実施し、必要に応じ、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう委託先を通じて再委託先に求めることとする。

- ・ 上記アの i から vi までの「③ 实地監査」
- ・ 上記アの vii
- ・ 下記(2)アの iii から v までの「③ 实地監査」を参照

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、再委託先に対する監督項目等を規定した監督方針を定め、下記のとおり委託先を通じて確認・指導等を行うことにより、再委託先に対し、再々委託する場合も含め、公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保することを求めた。

なお、機構としての再委託先の監督に当たっては、委託先を通じて報告を求め、指導等を行う一方、实地監査は、再委託先に対して直接実施した。

(郵便貯金管理業務)

ア 重点確認項目

i 業務品質の確保

① 随時の確認

現金過不足事故等、業務品質に関する事項のうち、重大な事案が発生した場合は、直ちに、委託先を通じて報告を受け、その内容及び再発防止策について確認を行った。さらに、四半期ごとに取りまとめて傾向等を分析し、实地監査に活用した。

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生以降は、委託先を通じて、日々、被災地の郵便局の営業状況、非常取扱いの実施数等を把握した。

② 定期的な確認

現金過不足事故以外の事案(後日支払い等)の事項については毎月、委託先を通じてその発生状況等の報告を受け、公社業務と比較し質の維持・向上が図られているかについて確認を行った。

さらに、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、委託先を通じて現金過不足事故及び後日支払いの防止態勢について報告を受け、再委託先の態勢の整

備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、対応状況を点検し、必要に応じ改善指導した。

④ 事案の内容及び再発防止策等

業務品質の確保に関する事故の具体的な事例としては、本来の額と異なる貯金の払戻しを行い、現金過不足事故を生じた事案がある。

事故のほとんどが不注意に起因していることから、再発防止策として、基本動作の徹底等に取り組んだ結果、現金過不足事故数は減少傾向にある。

ii 再委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組

① 随時の確認

再委託先の役職員による犯罪が発覚した場合は、直ちに、委託先を通じて報告を受け、その内容及び再発防止策について確認を行った。さらに、四半期ごとに取りまとめて傾向等を分析し、実地監査に活用した。

② 定期的な確認

四半期ごとに、委託先を通じて改善計画の進捗・実施状況について報告を受け、再委託先の取組について確認を行った。

また、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、委託先を通じて犯罪の防止態勢について報告を受け、再委託先の態勢の整備状況、防止策等について確認を行い、不十分な点について、年 2 回、改善指導した。

③ 実地監査

すべての監査先において、役職員による犯罪の防止対策の実施状況を点検し、必要に応じて改善指導した。

④ 事案の内容及び再発防止策等

犯罪事案の代表的事例としては、横領がある。

再発防止策としては、預り証の様式統一、点検項目の合理化、局長を対象とした長期研修（約 1 箇月）等を実施した結果、犯罪発覚件数は前年度よりも減少した。

iii 顧客情報の管理

① 随時の確認

再託先において預金者情報の紛失等の事案が発覚した場合は、委託先を通じて直ちに報告を受け、その内容、対応策及び再発防止策について確認を行った。また、四半期ごとに取りまとめた傾向等を分析し、実地監査に活用した。

② 定期的な確認

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、委託先を通じて顧客情報の管理態勢について報告を受け、再委託先の態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、管理状況を点検し、必要に応じ改善指導した。

④ 事案の内容及び再発防止策等

顧客情報に関する事故の具体的事例としては、社内紛失及び誤廃棄がある。

再発防止策としては、書類や磁気媒体の集中保管に加え、役職員に対する指導、研修を継続的に実施した。

iv 苦情申告等の対応

① 随時の確認

お客さまから再委託先に寄せられた苦情申告等については、すべて、毎日、委託先を通じて機構に報告される。機構は、これらの苦情申告等のうち、重大な苦情申告等の内容を 1 件 1 件確認し、必要に応じて委託先を通じて対応状況の報告を受け、進捗管理、指導等を行っている。

② 定期的な確認

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、委託先を通じて苦情申告等管理態勢について報告を受け、再委託先の態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、苦情申告への対応状況を点検したが、郵便局においては、指摘すべき点はなかった。

ただし、受付から 2 箇月以上経過してもなお未解決となっている事案へ

の対応については強化を指導し、委託先本社及び再委託先本社が連携して再委託先の店舗に助言を行う体制が取られた。

④ 事案の内容及び再発防止策等

苦情申告等が多い事例としては、「窓口の事務処理に関すること」や「職員の態度やマナーに関すること」がある。

職員の態度やマナーに関しては、委託先を通じて、接遇の向上に向けた取組の強化を指導した。

また、四半期ごとに苦情申告等を分類し、その分析結果を改善策の策定に活用した。

以上のほか、平成 22 年 3 月から、「お客様の声」をもとにした改善事例についてホームページに掲載しているが、平成 22 年度第 4 四半期から、「お客様の声」の件数及び概要も掲載を開始したところである。

(簡易生命保険管理業務)

ア 重点確認項目

i 業務品質の確保

① 随時の確認

現金過不足事故等、業務品質に関する事項のうち、重大な事案が発生した場合には、直ちに、委託先から機構に報告されることとなっている。

機構においては、これらの発生報告を受け、その内容を確認し、必要に応じ、委託先を通じて再委託先に対し改善策の検討について指導等を行うとともに、改善策について報告を受け、その内容について確認を行うこととしている。

なお、平成 22 年度においては、再委託先で業務品質に関する事項のうち重大な事案は発生していない。

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生以降は、委託先を通じて、被災地の郵便局の営業状況（日次）、非常取扱いの実施数（週次）等を把握した。

② 定期的な確認

現金過不足事故等については毎月、委託先からその発生状況等の報告を受け、発生原因や改善策について確認するとともに、発生状況の推移等に

ついて分析等を行った。

さらに、平成 22 年 12 月に、委託先を通じて現金過不足事故の防止態勢について報告を受け、再委託先の態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、業務品質の確保及び業務取扱状況等について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

④ 事案の内容及び再発防止策等

業務品質の確保に関する事故の具体的な事例としては、保険料の収納時及び保険金等の支払時に現金過不足事故を生じた事案等がある。

再発防止策としては、現金授受の際の 2 回査算の徹底やお客さまご自身による現金確認の声かけの励行等の基本動作の徹底、オートキャッシャーの使用の徹底、渉外担当用カルトンの使用及びキャッシュレス化の推進等に取り組んだ結果、現金過不足事故は減少の傾向にある。

ii 再委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組

① 随時の確認

再委託先の役職員による犯罪が発覚した場合には、直ちに、委託先を通じて報告を受け、委託先に内容確認及び説明を求めるとともに、必要に応じ、委託先を通じて再委託先に対し業務改善や再発防止策の検討について指導等を行った

平成 22 年度においては、再委託先における犯罪の発覚状況に鑑み、平成 22 年 8 月に正当な手続が徹底されないこと等の原因の究明及び改善策について、委託先に対し文書により報告を求め、その内容について確認した。

② 定期的な確認

毎月、委託先から再委託先における犯罪の発生状況等について報告を受け、発生状況の推移等について分析等を行った。

また、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、委託先を通じて犯罪の防止態勢について報告を受け、再委託先の態勢の整備状況、犯罪防止策等について確認を行った。

③ 実地監査

すべての監査先において、犯罪の防止態勢について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

④ 事案の内容及び再発防止策等

犯罪事案の具体的な事例としては、無証跡で保険証書等を預かり、解約還付金等を横領した事案、不適正な領収証を使用し、保険料を横領した事案等がある。

再発防止策としては、領収証、受領証等の交付の徹底及び顧客周知、支払等の書面調査の拡大(平成 22 年 10 月より新たに高額支払(100 万円以上)のものに対する書面調査を実施)、キャッシュレス化の推進等の取組を実施している。

iii 顧客情報の管理

① 随時の確認

再委託先において、顧客情報の漏えい等が発覚した場合には、直ちに又は全容が判明次第、委託先を通じて報告を受け、その内容、対応策及び改善策について確認を行った。

② 定期的な確認

毎月、委託先から再委託先における顧客情報の漏えい等の発覚状況等について報告を受け、発覚状況の推移等について分析等を行った。

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月、委託先を通じて顧客情報管理態勢について報告を受け、再委託先の態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

平成 22 年度下期監査における監査先において、顧客情報の管理態勢について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

④ 事案の内容及び再発防止策等

顧客情報に関する事故の具体的な事例としては、社内紛失及び誤廃棄がある。

再発防止策としては、保険関係書類の集中保管に加え、顧客情報保護に

関する年間を通じた継続的な指導・周知・研修を実施した。

iv 苦情申告等の対応

① 随時の確認

お客さまから直接機構に寄せられた苦情申告等については、原則、委託先又は再委託先が対応することとしているが、お客さま対応に遺漏がないよう、必要の都度、委託先を通じて再委託先を指導するとともに、委託先から対応状況の報告を受け、進捗管理等を行った。

② 定期的な確認

お客さまから再委託先に寄せられた苦情申告等については、毎月、委託先から発生状況の報告を受け、発生の態様や改善策について確認するとともに、発生状況の推移等について分析等を行った。

また、重大な苦情申告については、1件1件つぶさに内容を確認し、再委託先の対応状況等について疑義等がある場合には、委託先を通じて再委託先に調査・報告を求め、必要に応じ指導等を行った。

平成22年12月及び平成23年5月、委託先を通じて苦情申告等管理態勢について報告を受け、再委託先の態勢の整備状況及び改善策等について確認を行った。

③ 実地監査

平成22年度下期監査における監査先において、苦情申告等処理態勢について監査を行ったが、不適正な事象等は確認されなかった。

④ 事案の内容及び再発防止策等

苦情申告等が多い事例としては、「年金保険の現況届に名前、住所を記入するようになっているのに保護シールがない」との事案及び「あいさつ状に記載されている口座番号を分からないようにしてほしい」との事案等がある。

再発防止策としては、現況届に保護シールを導入及びあいさつ状に記載の口座番号は、下4桁のみ表示する等の取組を実施している。

なお、簡易生命保険管理業務においては、機構発足以来、苦情申告等の件数や内容をホームページに掲載するとともに、お客さまの声をもとにし

た改善事例についてもホームページに掲載し、お客さま周知に努めているところである。

v 保険金等支払の管理

① 随時の確認

保険金等の過誤払等、保険金等支払の管理に関する事項のうち、重大な事案が発生した場合には、直ちに、委託先から機構に報告されることとしている。

なお、平成 22 年度においては、再委託先で保険金等の支払の管理に関する事項のうち重大な事案は発生していない。

② 定期的な確認

毎月、保険金等の過誤払等、保険金等支払の管理に関する事項について、委託先からその発生状況等の報告を受け、発生原因や改善策について確認するとともに、発生状況の推移等について分析等を行った。

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 5 月に委託先から、保険金等支払管理態勢について報告を受け、再委託先における態勢の整備状況、保険金等の過誤払等の発生状況及び改善策等について確認を行った。

保険金等の支払点検等について、平成 21 年 6 月以降、平成 22 年 6 月末まで、隔週ごとに委託先から、保険金等の支払点検等の取組状況等について報告を受け、再委託先における保険金等の支払点検等についての進捗状況等について確認を行った。

③ 実地監査における指摘事項等

平成 22 年度下期監査における監査先において、保険金等支払管理態勢について監査を実施し、不適正な事案について改善指導を行った。

保険金等の支払点検等については、平成 22 年度上期監査における監査先において、保険金等の支払点検状況等について監査を実施したが、不適正な事案等は確認されなかった。

④ 事案の内容及び再発防止策等

保険金等支払に関する事故の具体的な事例としては、書類完備月日の入力漏れにより遅延利息を過剰に支払った事案等がある。

(3) 監督にあたり留意する事項 ① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間 ② 標準処理期間の設定	利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。 預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理するよう、	再発防止策としては、保険金支払請求等チェックシートを活用し、必要書類が完備していること、入院期間、書類完備月日等の入力項目を確認する等の取組を実施している。 また、平成22年10月から、満期・生存保険金の早期支払手続、キャッシュレス及び指定代理請求制度の勧奨、各種保険金の請求漏れがないことの確認を行う契約者フォローアップ活動を実施している。 (郵便貯金管理業務) 郵便貯金管理業務においては、郵便貯金管理業務委託契約において、委託業務を取り扱う事務所の名称、所在地、営業日及び営業時間を記載した「郵便貯金委託業務実施営業所一覧」を委託先と協議して定め、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の営業日及び営業時間の確保を義務付けている。 なお、郵便貯金管理業務においては、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等の提供場所及び提供時間が確保されていることについて確認済みである。 (簡易生命保険管理業務) 簡易生命保険管理業務においては、簡易生命保険管理業務委託契約において、委託業務を取り扱う事務所の名称、所在地、営業日及び営業時間を記載した「簡易生命保険委託業務取扱事務所一覧」を委託先と協議して定め、委託先に対して委託先が行う生命保険業務及び再委託先が行う生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の営業日及び営業時間の確保を義務付けている。 なお、簡易生命保険管理業務においては、委託先が行う生命保険業務及び再委託先が行う生命保険契約の維持・管理業務と同等の提供場所及び提供時間が確保されていることについて確認済みである。 (郵便貯金管理業務) ① 郵便貯金管理業務においては、標準処理期間について、年度計画及び監督方針において次のとおり設定し、委託先に対し標準処理期間内で案件の
---	--	---

	委託先に求めることとする。 その対応状況について、必要に応じ、上記（１）③による確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。 （郵便貯金管理業務）（詳細は別紙３のとおり） ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い ウ 残高証明書の発行の取扱い （簡易生命保険管理業務）（詳細は別紙４のとおり） ア 満期保険金の支払い イ 入院保険金の支払い ウ 生存保険金の支払い エ 失効・解約還付金の支払い オ 基本契約の死亡保険金の支払い	９割以上を処理するよう求めている。 ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い ３日 イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い ４日 ウ 残高証明書の発行の取扱い ア) 管理担当貯金事務センターの処理 ・ 自貯金事務センター受入分 ４日 ・ 他貯金事務センター受入分 ２日 イ) 管理担当貯金事務センター以外の貯金事務センターの処理 ・ 管理担当貯金事務センターへの関係資料の発送 ４日 ② 郵便貯金管理業務においては、標準処理期間について、毎月、その達成状況について確認した。 その結果、平成 22 年 5 月及び 7 月、一部の貯金事務センターにおいて、「貯金証書・保管証の再交付の取扱い」及び「定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い」において標準処理期間内の処理割合が 9 割を下回る状況が生じたことが判明した。そこで、委託先に対し、その原因追求と処理体制の改善を強く指導した。 結果、いずれの取扱いについても、通年では、標準処理期間内の処理割合 9 割以上を達成した。 ただし、平成 23 年 3 月の東日本大震災で被災した仙台貯金事務センターの 3 月の実績は、現時点では確認できていない。 （簡易生命保険管理業務） ① 簡易生命保険管理業務においては、標準処理期間について、年度計画及び監督方針において、いずれの保険金等の支払種別についても 14 日に設定し、委託先に対し標準処理期間内で案件の 9 割以上を処理するよう求めた。 ② 簡易生命保険管理業務においては、標準処理期間について、毎月、標準処理期間内での処理状況について報告を受け、その達成状況について把握・分析を行った。加えて、平成 22 年 10 月から平成 23 年 2 月までに実施した実地監査において、保険金等の支払処理状況について確認を行った。 なお、いずれの保険金等の支払種別についても、標準処理期間内の処理
--	---	---

		割合 9 割以上を達成している。	
当該業務に係る事業経費	72,696 千円	当該業務に従事する職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 業務の実施状況の継続的な分析	
■ 中期計画の記載事項		
利用者の意見を把握するとともに、業務の見直し等に資する調査研究等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し公社業務と比較して、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	郵便貯金の預金者の郵便貯金の利用及び簡易生命保険の契約者等の簡易生命保険の利用に関するご意見等を把握し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の監督業務等に反映させるための調査研究等を行い、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。	1 利用者の意見の把握 利用者から委託先に寄せられた意見は、定期的に機構に報告される。機構は、自らが受けた意見とともに、これらの意見を毎月又は四半期ごとに分析した（詳しくは、「4 照会等に対する迅速かつ的確な対応」に記載）。意見の件数及び概要は、郵便貯金管理業務については平成 22 年度第 4 四半期分から、また、簡易生命保険管理業務については機構発足時から、機構ホームページにて公表している。 これに加え、機構発足以来、毎年、サービスの品質等について、利用者の意向調査を委託により実施している。 2 調査研究の実施 平成 22 年度においては、10 月に、インターネットを利用した「郵便貯金・簡易生命保険のサービスに対する利用者の評価等に関する調査」（10 月 8 日～22 日調査実施、有効回答数 4, 211 人/6, 000 人（回収率 70. 2%））を実施し、民営化から 3 年が経過した時点における制度変更に関する認知、サービスの変化に関する認識、郵便貯金の手続等の認知や簡易生命保険のサービス取扱いの一部変更の認知、利用者の不満等について調査した。 （注）調査回答者の内訳 郵便貯金利用者2, 870 人（男性 47. 6%、女性 52. 4%） 簡易生命保険利用者2, 729 人（男性 55. 4%、女性 44. 6%）

		郵便貯・簡保両方利用者 1,388 人(男性 53.7%、女性 46.3%) 3 調査における業務の質の維持向上のための取組 調査を実施する際に、利用者の不満や業務改善の必要性がよりの確に把握できるよう、例えば、転居の際に郵便物に関する転居届とは別に郵便貯金や簡易生命保険に係る住所変更の届出が必要なことの認知に関する質問を追加するなど、利用者意向調査の質問内容を一部見直した。 4 調査結果（平成 21 年度調査との比較） 郵便局窓口及び渉外職員のサービス提供の変化については、利用者の 6 割～7 割が民営化前後で「変わらない」としているものの、問い合わせに対する職員の応対など一部については良くなったという回答が若干減少した。 利用者の理解の促進という点では、民営化前の定期性の郵便貯金と簡易生命保険契約が機構に引き継がれたことの認知が少し高くなっていた。 また、住所変更届出の必要性については 5 割台の認知に止まっていること、満期等の支払事由が発生しているものの受け取っていない利用者が存在すること等の結果を得た。 5 調査結果の管理業務への反映 平成 22 年度調査の調査結果については、総務省、委託先であるゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険並びに再委託先である郵便局会社に提供し、また、調査結果を、今後の業務改善の際に活用するよう委託先等に要請するとともに、調査結果を分析した上で調査結果に基づき改善が必要な具体的な項目について、認識と改善策の報告を求めた。 郵便貯金管理業務の再委託先には、特に問い合わせに対する職員の応対の改善を求めたところ、前向きな反応を得た。 また、住所変更届出の必要性等については、機構として取組を検討することとし、まず委託先とともに実情の把握に努めた。 簡易生命保険管理業務の委託先からは、住所変更の届出の認知度向上、満
--	--	---

		期等の到来を利用者に確実に知らせる仕組みや早期受取りのより一層の促進、契約者へのフォローアップ活動を通じた未請求事案へのアプローチの拡充、満期の期日前請求をする際の利便性の向上などの取組を行う予定等の回答を得た。 さらに、「6 預金者への周知」に述べたとおり、機構としても広報の際、住所変更届出の必要性について周知した。 以上のとおり、調査結果を委託先の管理業務に活用し、業務の質の維持・向上に努めた。	
当該業務に係る事業経費	2, 100 千円	当該業務に従事する職員数	11 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 照会等に対する迅速かつ的確な対応	
■ 中期計画の記載事項		
機構が直接受け付ける照会等に対しては、応対の基本、対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、対応することとする。 委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対しては、迅速かつ的確に対応することを求め、その対応状況について、必要に応じ、上記2（1）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に対しては、必要に応じ、応対の基本、対応例等を定めた応答マニュアルや、実際の応対事例を分類整理した応対事例集の見直しを行うとともに、引き続き、これらに基づき対応することにより、照会等に対し、迅速かつ的確に対応することとする。 委託先及び再委託先が郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等から受け付ける照会等に対しては、迅速かつ的確に対応することを求め、その対応状況について、必要に応じ、上記2（1）③による確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。	郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に対応するため、電話応対の基本等を盛り込んだ「お客様応答マニュアル」を活用するとともに、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務における実際の応対事例を分類した「お客様応対事例集」について、平成 22 年度に受け付けた苦情・申告及び貯金の相続による払戻し手続の改善や金融 A D R 制度の実施、制度改正に関する事例といった新規施策を踏まえ内容を更新・拡充し、お客様からのご意見・照会等の際に活用し、対応している。 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、委託先及び再委託先に対する監督項目等を規定した監督方針を定め、第2の2「提供するサービスの質の確保」で記載したとおり確認・指導等を行うことにより、委託先及び再委託先が郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等から受け付ける照会等に迅速かつ的確に対応することを求めた。 また、平成 21 事業年度の業務実績に関する評価結果の説明における指摘事項については、下記のとおり対応した。 （郵便貯金管理業務） ① 苦情・申告の内容及び増減傾向の分析

委託先から毎日報告される苦情申告を分類し、四半期ごとに集約し、委託先等本社の監査の際に活用した。また、数の多いものについて内容を分析し、その結果を改善策の策定の際に活用した。

② 苦情・申告等の数や内容の公表

苦情・申告の四半期ごとの集約・分類に基づき、平成 22 年度第 4 四半期分より、「お客さまの声」として、機構ホームページにおいて公表した。その際、改善措置を取ったものはその旨を付記した。今後、四半期ごとに更新する予定。

③ 長期未解決苦情の早期解決に向けた一層の取組

機構より、委託先等に一層の取組を求めたところ、委託先本社と再委託先本社が連携して再委託先店舗に助言する体制が平成 22 年 12 月に整えられ、平成 22 年度末時点での長期（2 箇月）未解決苦情の件数は、1 年前よりも 25%以上減少した。

④ 改善策の効果測定

平成 22 年度に、苦情申告数の多い「各種あいさつ状」の内容を改善するに際し、機構は上記①で述べた分析を活用し、苦情内容に的確に対応した改善内容となるよう具体的な提案を行った。この改善された「各種あいさつ状」は、平成 23 年 5 月以降準備でき次第発送される予定であり、その前後で苦情申告の数と内容を比較することにより、効果測定を行うこととしている。

（簡易生命保険管理業務）

① 苦情・申告の内容及び増減傾向の分析

お客さまから委託先等に寄せられた苦情申告等については、毎月、委託先から発生状況の報告を受け、可能な限り分類し、項目ごとの発生状況の推移等について分析等を行った。その結果、保険金等支払は前年比 9.6%減少、保険料払込証明書は前年比 12%減少しているが、既契約及び新契約時は微増となっている。

種別	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
保険金等支払	79,484	71,850	▲9.6%
既契約	41,173	42,216	2.5%
新規契約時	22,147	23,671	6.9%

保険料払込証明	48,564	42,727	▲12.0%
税金	2,285	1,756	▲23.2%
その他	14,451	11,049	▲23.5%
計	208,104	193,269	▲7.1%

② 長期未解決苦情の早期解決に向けた一層の取組

平成 20 年 6 月に委託先に対し、委託先及び再委託先における未解決事案の管理態勢の整備を求め、同年 7 月から、委託先及び再委託先において受付から 2 箇月以上経過してもなお未解決となっている事案について、個別に営業店、郵便局等に対する指導等を行っている。

この結果、相当数の解決が図られ、現在も個別案件の解決に向けた対応を行っている。機構においても委託先から対応状況の報告を受け確認を行った。

	平成 22 年 3 月	平成 23 年 2 月
長期未解決事案の残存数	1,757 件	176 件

③ 改善策の効果測定

平成 21 年度の払込証明書及び契約内容のお知らせの郵送時期に、かんぽコールセンターへの問い合わせが集中した事例を踏まえ、新たに横浜コールセンターを設置し、平成 22 年 10 月から本格稼動。その結果、前年度と比較すると応答率は格段に向上している。

年月	応答率		年月	応答率
H21. 10	45.0%	➡	H22. 10	96.4%
H21. 11	68.2%		H22. 11	98.9%

また、かんぽコールセンターの解決率の向上を図るため、業務別スクリプトを作成し、平成 22 年 9 月から運用を開始しており、解決率について今後、検証する予定。

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	18 名
-------------	------	--------------	------

■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価	

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 情報の公表等	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、公社が公表していた情報の範囲を基本とし、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を毎事業年度公表することとする。公表にあたっては、直近の財務諸表について独立行政法人通則法第38条に基づき総務大臣の承認を受けた日から2月以内に公表することとする。 (2) (1)の情報その他の情報の提供にあたっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図るため、年1回以上ホームページの掲載内容について検証を行うこととする。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	(1) 旧公社が公表していた情報の範囲を基本とし、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関して、前年度と同様、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付けるほか、その内容を公表する等、機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、機構の役割、組織、業務、活動状況等に対する利用者の理解を深めるため新聞広告等も活用して情報の提供に努める。	1 ディスクロージャー誌の作成・公表 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進、リスク管理、情報セキュリティ、個人情報保護、環境配慮等に関する機構の取組を記載したディスクロージャー誌を作成し、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 このディスクロージャー誌には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の規定による公表事項である郵便貯金残高、簡易生命保険責任準備金残高、貸付金残高等の情報も記載されているほか、財務諸表が添付されている。 なお、ディスクロージャー誌とは別に、機構の概要を簡単に紹介したパンフレットも作成し、ホームページで公表している。 2 新聞広告等の実施 預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取り等を勧奨するとともに、機構の役割等に対する利用者の理解を深め

		るため、次のとおり、新聞広告等の広報活動を実施した。 (1) 新聞広告 平成 22 年 11 月及び平成 23 年 2 月の 2 回、全都道府県において新聞広告を実施した（全国紙 3 紙、ブロック紙 5 紙及び地方紙 32 紙の朝刊）。 (2) ラジオ広告 平成 23 年 2 月から 4 月にかけて、全都道府県において中波放送（AM 放送）による広告放送を実施した（1 回 20 秒。1 日 3 回。合計 20 日間）。 (3) 周知用チラシの作製及び郵便局への配布 平成 23 年 3 月に周知用チラシを 34 万枚作製し、平成 23 年 5 月に全都道府県の郵便局 2,908 局に備え置いた。 3 その他 通則法の規定に基づき、業務方法書、中期計画、年度計画、事業報告書及び役職員の報酬・給与・退職手当の支給の基準をホームページで公表している。財務諸表についても、同法の規定に基づき、情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、官報に公告している（ホームページでも公表）。 また、関係法令、郵便貯金・簡易生命保険の沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業所等の情報も、ホームページで公表している。 (1)に掲げたものも含め、情報提供に当たってはホームページを積極的に活用しているところである。 ホームページの改善については、平成 22 年度に、掲載内容を整理して、特定のテーマの情報を 1 箇所にとめる等利用者の利便性の向上や内容の充実に努めたほか、アクセシビリティ確保の観点から、音声読み上げソフトの導入について検討を行った。	
当該業務に係る事業経費	115,213 千円	当該業務に従事する職員数	18 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明			

※必要性、有効性、効率性の観点で踏まえ評価

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 預金者等への周知	
■ 中期計画の記載事項		
郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況を年1回以上周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。 簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を年1回以上周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況をホームページにより公表するとともに、預入期間を経過した郵便貯金の有無の確認及びその早期払戻しを呼びかける新聞広告等を行うことにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。 簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等に対しその状況をホームページにより公表するとともに、受取未済の保険金等の有無の確認及びその早期受取りを呼びかける新聞広告等を行うことにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。	（郵便貯金管理業務） 郵便貯金については、預入・据置期間が経過する日の2箇月前に「満期のご案内」を、さらに10年を経過した貯金（以下「睡眠貯金」という。）となる日の2箇月前に「満期日経過のご案内」を送付し、早期払戻しを勧奨している。 また、預入・据置期間経過後の郵便貯金残高を機構のホームページに掲載して毎月更新し、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけている。 さらに、委託先においては積極的なキャンペーン及び営業活動により、権利消滅となり得る貯金を含め、満期を経過した郵便貯金の吸収に努めた。 郵便貯金払戻証書については、平成23年2月から、従前の4箇月経過時点の送付に加え、権利消滅（3年6箇月経過時点）の2箇月前にも「払戻しをお勧めする通知」を預金者に送付している。 睡眠貯金及び権利消滅金の状況は、下表のとおりである。 20年前の定額郵便貯金の新規預入額に対する睡眠貯金新規受入額の割合は、平成22年度は0.294%となっている。 なお、平成22年度の権利消滅額が前年度よりも大幅に増加したが、これは、権利消滅の対象となった30年前（昭和55年度）の定額郵便貯金の利率が史上最高（8.00%）であり、過去の定期性貯金からの預換えもあって預入額がそれまでの史上最大に達したことにより一因があると推測される。睡眠貯金残高が昨年

度末に比較して 50%以上増加したのも、30 年前の定額郵便貯金が再預入されていることが影響していると推測される。

(単位：億円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度
睡眠貯金残高	2, 085	3, 252
権利消滅額	37	234

(簡易生命保険管理業務)

簡易生命保険管理業務においては、保険金等の請求漏れを防止するため、平成 21 年度から、満期保険金等の事前の案内書について、満期等の 3 箇月前（従前は 1 箇月前）に送付するとともに、満期保険金等の請求手続についても、満期等の 3 箇月前（従前は 1 箇月前）から行うことができることとしている。

また、お客さまから満期保険金等の請求がなかった場合の事後の支払案内書について、従前は満期等の 1 年 1 箇月後に送付していたが、これに加え、満期等の 3 箇月後にも送付することとした。

さらに、平成 22 年 10 月から、満期・生存保険金の早期支払手続、キャッシュレス及び指定代理請求制度の勧奨、各種保険金の請求漏れがないことの確認を行う契約者フォローアップ活動を実施している。

通常払等により請求があり、新たに支払義務が発生した保険金等について、契約者等に支払通知書を発行し保険金の支払通知を行っているが、支払通知書発行後、3 箇月、6 箇月又は 1 年を経過しても保険金等の受取りがない契約の残存状況について、毎月把握し、平成 20 年 3 月から契約者等に対しその残存状況及び早期受取のお知らせを機構のホームページにより公表している。

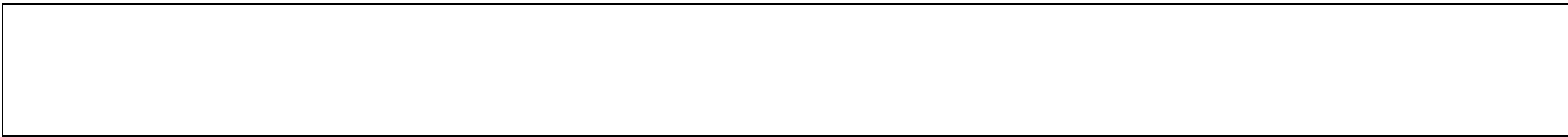
(新聞広告等の実施状況)

預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取り等を勧奨するため、次のとおり、新聞広告等による広報活動を実施した。

(1) 新聞広告

平成 22 年 11 月及び平成 23 年 2 月の 2 回、全都道府県において新聞広告

		を実施した（全国紙 3 紙、ブロック紙 5 紙及び地方紙 32 紙の朝刊）。 (2) ラジオ広告 平成 23 年 2 月から 4 月にかけて、全都道府県において中波放送（AM 放送）による広告放送を実施した（1 回 20 秒。1 日 3 回。合計 20 日間）。 (3) 周知用チラシの作製及び郵便局への配布 平成 23 年 3 月に周知用チラシを 34 万枚作製し、平成 23 年 5 月に全都道府県の郵便局 2,908 局に備え置いた。 毎年度、新聞広告等の実施後に、広告の世代別・地域別の認知度、広告内容の理解度等について調査を行っており、平成 22 年度においては、平成 21 年度に行った広報についての調査結果等を踏まえて、新聞広告について、郵便物に関する転居届とは別に郵便貯金及び簡易生命保険に関する住所変更手続が必要であることを強調する内容としたほか、主に中高年層を対象に、ラジオ広告を実施したところである。 なお、郵便貯金の権利消滅及び簡易生命保険の時効完成が防止された実績や権利消滅額・時効完成額の推移を踏まえて広報活動の効果の検証・分析を行うことについては、検討を行った。郵便貯金の権利消滅額は、30 年も前の貯金金利及び制度に大きく影響されるとともに、住所変更の届出状況等預金者側の動向にも左右される。このような事情は簡易生命保険の時効完成額についても同様である。このことから、広報活動による実績を把握して効果を測定することは難しく、検証・分析は困難であるとの結論に至った。	
当該業務に係る事業経費	117,048 千円	当該業務に従事する職員数	16 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価			



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第3 財務内容の改善に関する事項	
■ 中期計画の記載事項		
1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり 4 短期借入金の限度額 短期借入金をする計画はない。 5 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	1 予算、収支計画及び資金計画について 財務諸表等のとおり。 2 利益剰余金について (1) 利益剰余金について、機構における利益剰余金が生じる構造及び平成22年度の利益剰余金等の額は、以下のとおりである。 ① 郵便貯金の権利消滅金は、旧郵便貯金法第29条の規定に基づき、満期後20年を経過してもなお払戻しの請求等がなく、機構がお客さまに「権利消滅のご案内」（催告書）を、発送後2箇月を経過しても払戻しの請求等がない場合、預金者の権利が消滅することとされているため、毎年、権利消滅金が発生し、利益剰余金に蓄積される構造となっている。 ② 簡易生命保険の保険金等は、旧簡易生命保険法第87条の規定に基づき

		時効によって消滅することとされているため、その時効完成益は、機構が発足時に承継した支払備金（既に承継時に保険金等の支払事由が発生し、未だその支払がなされていない保険金等の額を計上）の一部を、決算時に戻入しており、これが当期利益の主な発生要因となり、利益剰余金に蓄積されている。 なお、平成 22 年度決算においては、時効完成益が 58 億円発生したものの、一方において、時効完成後の保険金等の支払額は 27 億円であり、また、時効保険金等払戻引当金の一部（11 億円）を戻入（洗替え方式）したこと等から、利益剰余金は前年度に比し 40 億円増加した。 【利益剰余金（平成 22 年度決算）】 607 億 1,692 万円 内郵便貯金勘定 295 億 2,190 万円 内簡易生命保険勘定 311 億 9,501 万円 【権利消滅金・時効完成益（平成 22 年度決算）】 権利消滅金（郵便貯金勘定） 234 億 896 万円 時効完成益（簡易生命保険勘定） 58 億 9,794 万円 (2) こうした利益剰余金の発生原因に鑑み、引き続き、機構では以下の対応を実施した。 ① 預金者、契約者等に対する早期受取りを勧奨する通知 ア 郵便貯金の預金者に対する通知（満期時、満期後 10 年が経過する時、満期後 20 年が経過した時）を送付 イ 払戻証書を発行した預金者に対する通知（払戻証書発行後 4 箇月が経過する時、払戻証書発行後 3 年 4 箇月が経過する時）を送付 ウ 簡易生命保険の契約者等に対する通知（満期日の 3 箇月前、満期後 3 箇月及び 1 年経過後）を送付 エ 保険金等の通常払請求をした契約者等に対する通知（支払通知書発行後 3 箇月、6 箇月及び 1 年経過後）を送付 ② 郵便貯金、簡易生命保険の早期受取りを勧奨する周知・広報 ア 満期経過後の郵便貯金の残高状況、支払通知書発行後も受取りがな
--	--	---

		い簡易生命保険契約の残存状況をホームページにより公表 イ 預入期間を経過した郵便貯金、受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取り等を勧奨するため、新聞広告、ラジオ広告及び周知用チラシによる周知・広報を実施 (3) また、利益剰余金の管理は、法律に基づき以下のとおり適切な管理を実施した。 ① 通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、積立金として処理。 ② このうち、郵便貯金の権利消滅によるものについては、機構法第 28 条第 1 項の規定に基づき、国債に運用。 ③ また、簡易生命保険の保険金等の時効完成益によるものについては、同法第 29 条の規定に基づき、かんぽ生命保険との簡易生命保険管理業務の委託契約により同社へ預託。	
当該業務に係る事業経費	15,723 千円	当該業務に従事する職員数	16 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第4 その他業務運営に関する重要事項 2 適切な労働環境の確保	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 人事に関する計画 ① 方針 i 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ii 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数については、40 人（期初の常勤職員数）以内とする。 (2) 労務課題 セクシャルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1) 人事に関する計画 ① 方針	i 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。	1 国際ボランティア貯金寄附金に関する業務をより効率的・効果的に実施できるよう、貯金部業務課の所掌する寄附金配分団体に対する監査に関する事務を、寄附金の配分に関する事務を所掌する同部財務課に移管し、同課において一元的に実施する体制を構築した（平成 22 年 11 月）。また、これに伴って、貯金部業務課職員 1 名を同部財務課に配置換した。 2 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、当機構について「業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する」ことを「22 年度から実施」とされたことを受けて、理事を長とする「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」を設置し、より効率的な業務実施体制を構築する観点から、各課の業務量及び職員・派遣職員の配置状況について詳細な検証を行い、その結果を理事長に報告した。

② 人員に係る指標 (2) 労務課題	ii 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。 年度末の常勤職員数については、40 人（期初の常勤職員数）以内とする。 ハラスメントの防止、メンタルヘルス等について、引き続き、産業医や相談員の活用等を行い管理する。	3 派遣職員については、これまでも設立時に予定されていなかった差押関係事務等への対応のために活用してきたところであるが、平成 22 年度においても、その活用を図るとともに、平成 23 年度に向けて、業務量の変動に応じた配置の見直しを行った。 4 超過勤務については、人件費削減等の観点からできる限り抑制することとしており、毎月、課長会議において超過勤務の時間数及び経費の使用状況を点検している。その結果、一人当たりの月間超過勤務時間数は、平成 21 年度が平均 36 時間であったのに対し平成 22 年度は平均 28 時間に減少している。また、課別の一人当たり月間超勤時間数は、23～35 時間の範囲に収まっており、概ね平準化されていて特定の課への業務量の集中とはなっていない。 人事評価については、人事評価規程に基づき、各職員が平成 22 年度当初（年度途中の転入者については転入時）に個人別の目標を設定し、平成 23 年 4 月に当該目標に対する取組状況及びその結果について自己評価を行った上で、評価者が、被評価者との対話を実施して評価案を策定した。また、評価結果の公平性を保つため、段階的に調整者が評価案の内容を確認し、最終的に実施権者である理事長が最終評価結果を決定した。 さらに、この評価結果を 4 月の定期昇給のほか、管理職員については 6 月及び 12 月の賞与に、一般職員について 12 月の賞与に反映することにより、職員のモチベーションの向上に努めた。 派遣職員の活用や、必要に応じた超過勤務や相互応援の実施等に努めた結果、平成 22 年度末の常勤職員数は 40 人以内となった。 1 ハラスメントの防止については、セクシュアル・ハラスメント防止規程等に基づき、防止措置を講じるとともに、機構内に相談員、外部に通報窓口を設置して、発生した場合に相談・通報しやすい環境を整備している。 2 メンタルヘルスケア（心の健康管理）については、これまでも、全職員を対象に、ストレス解消法等の個人が行うストレス対策（セルフケア）について、産業医又は保健師による講習会を実施してきたところであるが、平成 22
----------------------------------	---	---

		年度は、これに加え、役職者を対象に、部下職員の心の健康管理（ラインケア）について、産業医による講習会を実施するなど、職場における心の健康保持に努めている。	
当該業務に係る事業経費	1,318 千円	当該業務に従事する職員数	9 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第4 その他業務運営に関する重要事項 3 機構が保有する個人情報の保護	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 機構における個人情報の保護 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。 (2) 委託先における個人情報の保護 委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において個人情報の保護に関する事項を定め、必要に応じ上記第2の2（1）①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。 (3) 再委託先における個人情報の保護 再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において個人情報の保護に関する事項を定めることを義務付けるとともに、必要に応じ、委託先を通じての上記第2の2（1）①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1) 機構における個人情報の保護	個人情報管理規程に基づき、四半期に1回当該規程の遵守状況をチェックすることにより、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。	1 個人情報管理規程等に基づき、保護管理者である各部の部長が、四半期ごとに点検シートにより所管部における保有個人情報の管理状況について点検を行い、適切に管理されていることを確認した上で、点検結果を総括保護管理者である理事に報告し、理事から理事長及び監事に報告した。 2 全職員を対象に部外講師による研修を実施し（平成22年12月）、個人情報保護に関する意識を啓発するとともに、保有個人情報の適正な取扱いの重要性について改めて徹底を図った。 3 機構における保有個人情報の漏えい等はなかった。
(2) 委託先における個人情報の保護	委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約	郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、委託先に対

において定めている個人情報の保護に関する事項について、必要に応じ、上記第2の2(1)③の確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

する監督項目等を規定した監督方針を定め、第2の2「提供するサービスの質の確保」で記載したとおり、委託先において個人情報が適切に管理されるよう確認等を行い、改善を求める等の措置を講じた。

また、平成21事業年度の業務実績に関する評価結果の説明における指摘事項については、下記のとおり対応した。

(郵便貯金管理業務)

① 委託先における調査・実地監査の取組とその改善策の確認

委託先は、平成22年4月から5月にかけて直営店における個人情報保存状況の集中点検を実施したことに加え、委託先本社が年2回、直営店全店にモニタリングを行い、改善指導を行った。さらに、年2回、強化月間を設けて事故防止に取り組んだほか、2箇月ごとに重要取組事項を設定し、基本動作の徹底運動を行った。

また、貯金事務センターにおいても、平成22年6月から7月にかけて全センターにおいて保存状況を点検したことに加え、年2回、強化月間を設けて事故防止に取り組んだ。

この他、役職員を対象として、各種指導・研修に取り組んだ。

② 機構による、より随時の確認、改善策の指示の強化、確認の徹底

機構は、第2の2「提供するサービスの質の確保」で記載したすべての実地監査先において、個人情報管理状況を監査し、必要に応じ改善を指導した。

また、特に必要性を感じられた箇所に対して、計画外での実地監査を実施したことに加え、委託先本社に対し個別に改善を指導した。

(簡易生命保険管理業務)

① 委託先における調査・実地監査の取組とその改善策の確認

委託先は、平成22年4月から5月にかけてすべての支店における個人情報を含む書類等の管理状況の一斉点検を実施したことに加え、平成22年12月から平成23年1月にかけて委託先本社による全サービスセンター及び全支店に対する個人情報保護モニタリングを実施し、改善指導を行った。

また、誤送付等事故防止の改善が図られているサービスセンターの取組

(3) 再委託先における
個人情報の保護

再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において定めている個人情報の保護に関する事項について、必要に応じ、委託先を通じて、上記第2の2(1)③に準じる確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

内容を参考とし、他のサービスセンターにおいても事故防止策を実施するように横展開を図り、サービスセンターにおける誤送付事故の改善に取り組んだ。

このほか、役職員を対象とした各種指導・研修に取り組んだ。

② 機構による、より随時の確認、改善策の指示の強化、確認の徹底

機構は、第2の2「提供するサービスの質の確保」で記載した実地監査先において、個人情報管理状況を監査し、必要に応じ改善を指導した。

また、委託先に対し、平成21年10月に発生したウィニーによる漏えい事案の発生を受け求めた報告に関し、対応状況等についてフォローアップを行い、その内容の確認を行った。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、再委託先に対する監督項目等をも規定した監督方針を定め、第2の2「提供するサービスの質の確保」で記載したとおり、再委託先において個人情報が適切に管理されるよう確認等を行い、改善を求める等の措置を講じた。

また、平成21事業年度の業務実績に関する評価結果の説明における指摘事項については、下記のとおり対応した。

(郵便貯金管理業務)

① 再委託先における調査・実地監査の取組とその改善策の確認

再委託先は、平成22年4月から5月にかけて、店舗（郵便局）において、保存状況の集中点検を実施した。これに加え、委託先と再委託先が共同で店舗（郵便局）のモニタリングを行い、改善指導を行った。さらに、役職員に対して各種研修を実施した。

② 再委託先が直接機構に報告する仕組みの検討

顧客情報漏えい事故等は、年間、数百件に上り、これらについて機構が再委託先から直接報告を受け、指導することは、機構の限られた人員の下では困難である。

	したがって、顧客情報えい事故等の分析体制を強化し、より総合的な把握に努めるとともに、事案に即し委託先及び再委託先を厳しく指導し、また、再委託先に対する実地監査においては顧客情報の管理態勢に重点を置き、従前以上に直接実態を把握するように努めた。 なお、極めて重大な事案が発生した場合は、再委託先から直接聴取することとした。 ③ 機構による、より随時の確認、改善策の指示の強化、確認の徹底 機構は、第2の2「提供するサービスの質の確保」で記載したすべての実地監査先において、個人情報管理状況を監査し、必要に応じて改善を指導した。また、再々委託先（簡易郵便局）の状況についても把握に努め、改善を指導した。 （簡易生命保険管理業務） ① 再委託先における調査・実地監査の取組とその改善策の確認 再委託先は、平成22年4月から5月にかけてすべての郵便局における個人情報を含む書類等の管理状況の一斉点検を実施した。これに加え、再委託先の業務インストラクターが行う郵便局モニタリングに、個人情報保護のための基本動作等に係る項目を組み込み、モニタリングを実施し、改善指導を行った。さらに、役職員に対して各種研修を実施した。 ② 再委託先が直接機構に報告する仕組みの検討 顧客情報漏えい事故等は、年間、数百件に上り、これらについて機構が再委託先から直接報告を受け、指導することは、機構の限られた人員の下では困難である。 したがって、顧客情報えい事故等の分析体制を強化し、より総合的な把握に努めるとともに、事案に即し委託先及び再委託先を厳しく指導し、また、再委託先に対する実地監査においては顧客情報の管理態勢に重点を置き、従前以上に直接実態を把握するように努めた。 なお、極めて重大な事案が発生した場合は、再委託先から直接聴取することとした。 ③ 機構による、より随時の確認、改善策の指示の強化、確認の徹底
--	---

		機構は、第2の2「提供するサービスの質の確保」で記載した実地監査先において、個人情報管理状況を監査し、必要に応じて改善を指導した。 また、再々委託先（簡易郵便局）の状況についても把握に努め、改善を指導した。	
当該業務に係る事業経費	1,177 千円	当該業務に従事する職員数	21 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第4 その他業務運営に関する重要事項 4 災害等の不測の事態の発生への対処	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 機構における対処 災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、年1回以上その内容について検証する等、リスク管理体制の整備・強化を図る。 (2) 委託先における対処 委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ上記第2の2（1）①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。 (3) 再委託先における対処 再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、リスク管理体制について委託先を通じての上記第2の2（1）①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1) 機構における対処	災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて周知するとともに、その内容について年度内に1回検証し、必要に応じ、見直しを行うことにより、リスク管理体制の整備・強化を図る。	災害等の不測の事態の発生に備え、平成19年度に、緊急事態発生時の対応及び平素からの準備項目等を盛り込んだ「緊急事態対応計画」を策定し、役職員に周知している。また、平成20年度には、システムに係る緊急事態対応計画について見直しを行い、対応責任体制の明確化を図るとともに、事故・被災からの復旧手順を初期対応と本格復旧対応に分けるなど、手順をより詳細に定めている。 平成22年度は、緊急事態対応計画について、夏の定期人事異動時に計画全体の検証を行うとともに、「緊急時連絡体制網」及び「緊急時非常参集体制」の現行化を行った（緊急時連絡体制網等については、人事異動や緊急連絡先の変更の都度、速やかに現行化している。）。 また、平成23年3月の東日本大震災を機に装備品について見直しを行い、新たにヘルメット及び拡声器を購入して装備の充実を図った。 なお、新型インフルエンザ対策については、平成22年8月27日に政府の新

(2) 委託先における対応	委託先においても災害等の不測の事態の発生への対応が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第2の2(1)③の確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。	型インフルエンザ対策本部において、今後は通常の感染症対策として対応する体制に切り替えることとされたことを受けて、当機構においても通常の体制に復帰した。 (郵便貯金管理業務) 郵便貯金管理業務においては、委託先に対し、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画書」並びに「ゆうちょ総合情報システムにおける緊急時対応計画（コンティンジェンシー・プラン）」等について報告を求め、委託先における災害等の対応態勢について確認を行っている。 平成23年3月11日の東日本大震災の発生に際し、翌12日には、被災者への救援策として、通帳、証書、印章等をなくされた被災者の定額・定期郵便貯金等の払戻し、定額・定期郵便貯金を担保とした貸付け等について、非常取扱いの実施を決定し、機構ホームページに掲載して周知を図るほか、東北地方を中心とした店舗等の被災状況・業務の実施状況について、委託先から報告を受け、確認を行っている。 (簡易生命保険管理業務) 簡易生命保険管理業務においては、委託先に対し、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画書」並びに「情報システムに係るコンティンジェンシー・プラン」について報告を求め、委託先における災害等の対応態勢について確認を行っている。 平成23年3月の東日本大震災の発生に際し、翌12日には、被災者への救援策として、簡易生命保険の保険料の払込猶予期間の延伸（最長6箇月間）、保険金の非常即時払（必要書類の一部省略による簡易迅速な支払）の非常取扱いの実施を決定し、機構ホームページに掲載して周知を図るほか、東北地方を中心とした支店、サービスセンターの被害状況・業務の実施状況について、委託先から報告を受け確認を行っている。
(3) 再委託先における対応	再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対応が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、委託先を通じて、	郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、それぞれ、委託先を通じて、再委託先に対して「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画」について報告を求め、再委託先における災害等の対応態勢につい

	上記第2の2（1）③に準じる確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。	て確認を行っている。 平成23年3月の東日本大震災の発生に際し、東北地方を中心とした郵便局の被災状況・業務の実施状況について、委託先を通じて報告を受け、確認を行っている。	
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	12 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の5段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第4 その他業務運営に関する重要事項 5 その他	
■ 中期計画の記載事項		
環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。		
■ 各事業年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境物品の調達の推進に関する方針及び消費電力の削減等を盛り込んだ「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。	○環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進 平成 22 年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」において定められている基準を満たす物品を調達するなどグリーン調達に努めた結果、調達数量の要件の点で調達できなかった 1 品目を除いた 35 品目について、目標を達成した。 （1 品目） カラーペーパー ○温室効果ガスの排出削減等の取組 温室効果ガスの排出削減等のための取組については、平成 20 年 9 月に「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を策定 し、同計画に基づき、公共交通機関の利用の推進、エネルギー使用量の抑制、用紙類の使用量の削減等に努めている。 エネルギーの使用量の抑制については、冷暖房温度の適切な設定、昼休み時間の消灯や毎週水曜日を定時退庁日とした超過勤務時間削減の推進等の取組を行った。また、用紙類の使用量の削減については、両面コピーかつ必要最小限の枚数とする旨の周知文をコピー機の前に掲示する等の取組を行っている。また、廃棄物の減量（トナーカートリッジの回収、再利用等）、ごみの分別等を行うとともに、温室効果ガス削減の必要性等についてメールで毎週周知すること等によって、職員の意識改革を促している。

		その結果、電気使用量については、基準値となっている平成 19 年度（注）と比べ平成 22 年度は約 22.2%の削減、用紙類については、約 31.5%の削減となった。 注 機構は、平成 19 年 10 月に設立されたため、平成 19 年度の実績を基に年間分に換算した値。 なお、総務省独立行政法人評価委員会から通知を受けた平成 21 事業年度の業務実績評価において、「委託先や再委託先に対しても、温室効果ガスの排出削減の取組推進について要請していくことも求められる」とされたことを受けて、委託先に対して要請（委託先から再委託先への要請の依頼を含む。）を行った（平成 22 年 9 月）。
		○ 内部統制に係る取組 (1) 当機構においては、小規模な法人であることもあって、理事長が業務全般について報告を受け、遂行状況をモニタリングした上で、必要な指示を行っているほか、毎月の役員懇談会及び毎週の幹部会において、関係者間で情報を共有するとともに、理事長の方針及び指示の徹底を図るなど、理事長がリーダーシップを発揮できる環境が整備されており、また、実際にリーダーシップが確立されている。 (2) 法令等遵守については、法令等遵守規程及び法令等遵守の推進に関する計画を策定するなど体制を整備するとともに、毎年度法令等遵守推進施策を定めて重点的に取り組んでおり、平成 22 年度は、次の取組を行ったところである。 ① 法令等遵守に関する研修の実施（平成 22 年 12 月） ② 個人情報保護、情報セキュリティ対策に関する研修の実施（平成 22 年 12 月） ③ 法令等遵守点検の実施（上半期及び下半期） ④ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策に関する点検の実施（各四半期） ⑤ 「法令等遵守の手引き」の改訂及び改訂版の全職員への配布（平成 22

		年 10 月) (3) リスク管理については、リスク管理規程に基づき、機構のすべての業務について、内在するリスクの洗い出し、その評価、リスク制御対策の検討を行い、かつ、機構として管理すべきリスクの特定を行った上で、リスク管理シートを作成し、同シートに基づきリスク制御対策を適切に講じることにより、リスク発生の防止及び発生した場合の早期発見に努めている。 リスク管理シートについては、リスク管理規程により毎年度見直しを行うものとされており、平成 22 年度は全面的な見直しを行った結果、リスク内容をより網羅的かつ具体的なものとするとともに、リスク制御対策についても、より実効性のあるものに改めたところである。 また、リスク対応の基本方針、リスク対応重点施策の推進、リスク発生の防止等のための措置、リスク発生時における対応等について定めたリスク対応計画を新たに制定し、リスク管理規程と相まって、リスク対応に万全を期したところである。 (4) 業務の有効性・効率性や資産の保全、財務報告の信頼性を点検するとともに内部統制の有効性を監視するために、年度計画の進捗状況管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングのほか、通常の業務から独立した観点で、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施している。このうち、内部監査については、機構の健全かつ適正な業務運営の遂行に資するため、法令等遵守の状況、リスク管理の状況等、内部統制システムの整備・運用状況等について年 2 回定期監査を実施した。また、監事との間で月 2 回程度会合を設け、意見交換等を行い連携しながら、より効果的な業務遂行に努めている。 なお、日常的モニタリング及び独立的評価により内部統制上の問題や課題が明らかになった場合には、理事長、理事、監事への報告を含め、問題の程度に応じた報告を適時、適切に行い、必要に応じて再発防止策等の策定やフォローアップにより内部統制の充実強化を図っている。 (5) 「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」で示されたマネジメントの単位ごとのアクションプランの設定については、当機構では、年度
--	--	---

		計画において、郵便貯金管理事業及び簡易生命保険管理事業ごとに計画を策定している。 (6) ICTの利用については、機構のミッションを果たすために、LAN等の業務上必要なICT環境を整備しており、全職員にLAN端末を配備して、情報セキュリティの確保や個人情報等の保護に留意しつつ、業務の効率的な遂行に活用している。 また、ICTの統制に関しては、文書管理規程（平成23年4月からは法人文書管理規則）、個人情報管理規程、情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティポリシー等を定めてICTの適正な利用のための統制環境を整備しているほか、情報セキュリティ点検を実施して統制環境の実効性確保に努め、また、情報セキュリティ研修を実施してセキュリティ意識の高揚を図っている。 (7) 監事は、監事監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しているが、平成22年度は、「内部統制システム並びにリスク管理体制の更なる整備、機能状況の監査」、「コンプライアンス体制の監査」等を重点監査項目として実施した。また、会計監査人と年間2回意見交換等を行い、理事長、理事のマネジメントを含む内部統制の有効性評価の検証について連携を図り適正な評価に努め、監事監査の結果、内部統制システムに関する理事長等の職務執行について適正であることを確認した。 さらに、年間を通じてすべての理事長決裁文書を事後チェックし、適正な処理を確認した。 監事監査の成果として、通則法第38条第2項の規定に基づく平成22年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を総務大臣に提出するとともに、監事監査規程に基づき監事監査報告書を理事長に提出した。また、貯金部、保険部が実施する委託先に対する業務実地監査に同行して把握した委託先の業務実態や、過去の監事監査で把握した委託先業務の問題点やその後の改善への取組（フォローアップ）等につき、毎月の役員懇談会等において、必要に応じ理事長、理事に報告、意見交換等を行った。
--	--	--

		(8) 委託先・再委託先に対する統制については、本調書第2の2 提供するサービスの質の確保（P. 14～P. 42）参照。 ○ 業務改善のための役職員のイニシアティブ (1) 役員及び管理職員は、日々の業務遂行により把握された情報や、郵便貯金・簡易生命保険のサービスに対する利用者の評価等に関する調査等により把握された利用者ニーズ等を踏まえて、当機構のミッションがよりよく果たされるよう、また、業務が適正かつ効率的に遂行されるよう、部下職員に対して必要な指示、指導等を行うなどのイニシアティブを発揮している。 (2) 業務改善のためのイニシアティブの一環として、内部監査、委託先実地監査等の監査能力・技術向上のため、日本監査役協会、日本内部監査協会の開催する研修や会合に担当役職員を参加させた。 (3) さらに、年度始め、10月1日（機構発足日の応当日）、年頭といった機会をとらえて理事長から全役職員に対して訓示を行い、当機構のミッション、法令等遵守の重要性、効率的な業務運営等について、改めて周知徹底を図るとともに、平成22年に機構職員になった職員を対象に、「機構のあるべき姿」等について理事長が意見交換を実施し、機構のミッションを深く浸透させる取組を実施した。	
当該業務に係る事業経費	841 千円	当該業務に従事する職員数	10 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	(AA～D の 5 段階評価を記入)		
■ 評価結果の説明 ※必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価			

--

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成 23 年度年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の平成 23 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した柔軟かつ機動的な人員配置を行う。

2 業務経費の効率的な使用

機構が旧日本郵政公社（以下「旧公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革を図るとともに、各業務への適切な資源配分を行うため、各部門における業務進捗状況と経費を的確に把握し、見直しを行い、一般管理費及び業務経費の効率的な使用を推進する。

第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 資産の確実かつ安定的な運用

- （１） 機構が旧公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙 1 のとおり）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙 2 のとおり）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。
- （２） 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、株式会社かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記 2（１）③による確認等を行うこととする。

2 提供するサービスの質の確保

（１） 委託先の監督

① 業務の質の確保

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「委託先」という。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、郵政民営化以前に旧公社が行っていた郵便貯金業

務及び簡易生命保険業務（以下「旧公社業務」という。）と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。

② 監督方針の策定

委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定めることとする。

③ 確認等

監督方針に基づき、確認等を行うとともに、必要に応じ、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

なお、平成 23 年度における重点確認項目等は次のとおりとし、項目ごとのスケジュールについては監督方針等に盛り込むこととする。

ア 重点確認項目

（郵便貯金管理業務）

- i 業務品質の確保
- ii 委託先及び再委託先（郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先である郵便局株式会社をいう。以下同じ。）における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組
- iii 顧客情報の管理
- iv 苦情申告等の対応
- v 委託先の外部委託の管理
- vi 会計に関する業務の適正性

（簡易生命保険管理業務）

- i 業務品質の確保
- ii 委託先及び再委託先における内部管理態勢の充実・強化に係る改善計画に基づく取組
- iii 顧客情報の管理
- iv 苦情申告等の対応
- v 保険金等支払の管理
- vi 委託先の外部委託の管理
- vii 会計に関する業務の適正性

イ 実地監査計画

平成 23 年度における実地監査計画を定め、実地監査を行う。

なお、実地監査計画には、次の内容を盛り込むこととする。

（郵便貯金管理業務）

- ・ 委託先の本社、エリア本部、本支店又は出張所等及び再委託先の本社、支社又は郵便局（局規模等を勘案）を対象として、委託業務の実施状況を監査する。
- ・ 実地監査は、必要に応じ、上記アの項目並びに下記（３）①及び②に掲げる項目について行う。

（簡易生命保険管理業務）

- ・ 委託先の本社、サービスセンター又は支店及び再委託先の本社、支社又は郵便

局(局規模等を勘案)を対象として、委託業務の実施状況を監査する。

- ・ 実地監査は、必要に応じ、上記アの項目並びに下記(3)①及び②に掲げる項目について行う。

(2) 再委託先の監督

再委託先に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、旧公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じて、上記(1)③による確認等を行うとともに、上記(1)③イの実地監査計画に基づき実地監査を実施し、必要に応じ、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう委託先を通じて再委託先に求めることとする。

(3) 監督にあたり留意する事項

① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間

利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。

② 標準処理期間の設定

預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。

その対応状況について、必要に応じ、上記(1)③による確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

(郵便貯金管理業務)(詳細は別紙3のとおり)

- ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い
- イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い
- ウ 残高証明書の発行の取扱い

(簡易生命保険管理業務)(詳細は別紙4のとおり)

- ア 満期保険金の支払い
- イ 入院保険金の支払い
- ウ 生存保険金の支払い
- エ 失効・解約還付金の支払い
- オ 基本契約の死亡保険金の支払い

3 業務の実施状況の継続的な分析

郵便貯金の預金者の郵便貯金の利用及び簡易生命保険の契約者等の簡易生命保険の利用に関するご意見等を把握し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の監督業務等に反映させるための調査研究等を行い、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。

4 照会等に対する迅速かつ的確な対応

機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に対しては、必要に応じ、対応の基本、対応例等を定めた応答マニュアルや、実際の対応事例を分類整理した対応事例集の見直しを行うとともに、引き続き、これらに基づき対応することにより、照会等に対し、迅速かつ的確に対応することとする。

委託先及び再委託先が郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等から受け付ける照会等に対しては、迅速かつ的確に対応することを求め、その対応状況について、必要に応じ、上記2（1）③による確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

5 情報の公表等

- （1） 旧公社が公表していた情報の範囲を基本とし、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関して、前年度と同様、ディスクロージャー誌を作成し機構に備え付けるほか、その内容を公表する等、機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、機構の役割、組織、業務、活動状況等に対する利用者の理解を深めるため新聞広告等も活用して情報の提供に努める。
- （2） 機構の情報の提供にあたっては、ホームページを積極的に活用することとする。また、ユーザビリティ、アクセシビリティについて必要に応じ改善等し、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図ることとする。

6 預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況をホームページにより公表するとともに、預入期間を経過した郵便貯金の有無の確認及びその早期払戻しを呼びかける新聞広告等を行うことにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等に対しその状況をホームページにより公表するとともに、受取未済の保険金等の有無の確認及びその早期受取りを呼びかける新聞広告等を行うことにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 適切な労働環境の確保

(1) 人事に関する計画

① 方針

- i 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
- ii 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。

② 人員に係る指標

年度末の常勤職員数については、40人（期初の常勤職員数）以内とする。

(2) 労務課題

ハラスメントの防止、メンタルヘルス等について、引き続き、相談員や産業医の活用等を行い管理する。

2 機構が保有する個人情報の保護

(1) 機構における個人情報の保護

個人情報管理規程に基づき、四半期に1回当該規程の遵守状況をチェックすることにより、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。

(2) 委託先における個人情報の保護

委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において定めている個人情報の保護に関する事項について、必要に応じ、上記第2の2（1）③の確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

(3) 再委託先における個人情報の保護

再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において定めている個人情報の保護に関する事項について、必要に応じ、委託先を通じて、上記第2の2（1）③に準じる確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

3 災害等の不測の事態の発生への対処

(1) 機構における対処

災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保

険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて周知するとともに、その内容について年度内に1回検証し、必要に応じ、見直しを行うことにより、リスク管理体制の整備・強化を図る。

(2) 委託先における対処

委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第2の2(1)③の確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずることとする。

(3) 再委託先における対処

再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、委託先を通じて、上記第2の2(1)③に準じる確認等を行うとともに、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

4 その他

環境への負荷の低減に資する原材料・部品を利用している物品等の調達の推進を盛り込んだ「環境物品等の調達の推進を図るための方針」及び消費電力の削減等を盛り込んだ「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。

郵便貯金資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

① 株式会社ゆうちょ銀行に対する預金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が旧日本郵政公社（以下「旧公社」という。）から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法（以下「預入条件」という。）と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。

② 預金者貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 64 条の規定により預金者に対する貸付けを行う。

③ 地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第 6 条第 2 項の規定により、旧公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

④ その他

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

また、郵便貯金勘定における流動性を確保するため、預金による運用を行う。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 平成 23 年度における資産構成

平成 23 年度における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 機構が旧公社から承継した郵便貯金に相当する資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
- ・ 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れる資金と同額の預金者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに郵便貯金勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

簡易生命保険資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

① 契約者貸付け

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 29 条第 1 号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。

② 地方公共団体に対する貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 18 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和 24 年法律第 68 号）第 88 条の規定による地方公共団体に対する貸付け及び整備法附則第 18 条第 2 項の規定により、旧日本郵政公社（以下「旧公社」という。）から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

③ 公庫公団等に対する貸付け

整備法附則第 47 条の規定により、旧公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 98 号）第 5 条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第 3 条第 1 項第 5 号及び第 10 号に掲げる貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

④ その他

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

また、簡易生命保険勘定における流動性を確保するため、預金による運用を行う。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 平成 23 年度における資産構成

平成 23 年度における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団等に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに簡易生命保険勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

郵便貯金管理業務に係る標準処理期間

項 目			標準処理期間
貯金証書・保管証の再交付 (住所氏名変更を伴う場合を含む。)			3 日
定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行 (住所氏名変更を伴う場合を含む。)			4 日
残高証明書の 発行	当該貯金の管理担当貯金事 務センターの処理	自貯金事務センター受入分	4 日
		他貯金事務センター受入分	2 日
	当該貯金の管理担当貯金事 務センター以外の貯金事務 センターの処理	管理担当貯金事務センターへの関 係資料の発送	4 日

注：1 上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間（非営業日を除く。）である。

2 非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に1日を加えた日数とする。

3 貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。

4 管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。

簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間

項 目	標準処理期間
満期保険金の支払い	14 日
入院保険金の支払い (病院に対する調査等を要するものを除く。)	14 日
生存保険金の支払い	14 日
失効・解約還付金の支払い	14 日
基本契約の死亡保険金の支払い (病院に対する調査等を要するものを除く。)	14 日

注：1 入院保険金の支払いには、手術保険金の支払いが含まれている。

- 2 処理期間は、株式会社かんぽ生命保険又は郵便局株式会社で保険金等の支払請求を受け付けてからサービスセンター（保険金等の支払決定等を行う株式会社かんぽ生命保険の組織）において支払通知書を作成した日又は振替データを作成した日までの期間とする。（暦日とする。）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成23年度年度計画の予算等

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収入	
業務収入	15,188,277
保険料等収入	14,732,026
運用収入	449,894
手数料収入	19
その他の業務収入	6,338
借入金償還原資	3,407,933
計	18,596,209
支出	
業務経費	15,185,800
保険金等支払金	14,735,555
支払利子	449,537
その他の業務支出	708
一般管理費	61
人件費	500
施設整備費	—
借入金償還	3,407,933
計	18,594,295

【人件費の見積り】

期間中総額398百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収益の部	14,891,204
経常収益	14,891,204
保険料等収入	14,439,065
資産運用収益	445,784
役務取引等収益	19
その他業務収益	—
その他経常収益	6,338
費用の部	14,889,579
経常費用	14,889,579
保険金等支払金	14,442,594
資金調達費用	445,694
役務取引等費用	19
その他業務費用	—
事業費	932
一般管理費	279
その他経常費用	62
経常利益	1,625
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	1,625
当期総利益	1,625

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	31,768,059
業務活動による支出	26,098,810
投資活動による支出	2,260,621
財務活動による支出	3,407,933
次期への繰越金	696
資金収入	31,768,059
業務活動による収入	15,805,428
保険料等収入	14,732,024
貸付金の回収等	763,946
運用収入	304,730
手数料収入	19
その他の業務収入	4,709
投資活動による収入	13,543,514
財務活動による収入	2,418,449
前期よりの繰越金	668

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成23年度年度計画の予算等

【郵便貯金勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収入	
業務収入	104,890
運用収入	104,342
手数料収入	19
その他の業務収入	529
借入金償還原資	637,457
計	742,347
支出	
業務経費	104,341
支払利子	103,986
その他の業務支出	355
一般管理費	28
人件費	243
施設整備費	—
借入金償還	637,457
計	742,069

【人件費の見積り】

期間中総額196百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収益の部	100,780
経常収益	100,780
資産運用収益	100,232
役務取引等収益	19
その他業務収益	—
その他経常収益	529
費用の部	100,780
経常費用	100,780
郵便貯金利子	67,630
借入金利息	32,513
役務取引等費用	19
その他業務費用	—
事業費	441
一般管理費	133
その他経常費用	45
経常利益	—
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	—
当期総利益	—

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	11,955,164
業務活動による支出	11,162,226
投資活動による支出	155,107
財務活動による支出	637,457
次期への繰越金	375
資金収入	11,955,164
業務活動による収入	868,832
貸付金の回収等	763,946
運用収入	104,342
手数料収入	19
その他の業務収入	525
投資活動による収入	10,772,718
財務活動による収入	313,255
前期よりの繰越金	359

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成23年度年度計画の予算等

【簡易生命保険勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収入	
業務収入	15,083,387
保険料等収入	14,732,026
運用収入	345,552
その他の業務収入	5,809
借入金償還原資	2,770,476
計	17,853,862
支出	
業務経費	15,081,459
保険金等支払金	14,735,555
支払利子	345,551
その他の業務支出	353
一般管理費	33
人件費	257
施設整備費	—
借入金償還	2,770,476
計	17,852,226

【人件費の見積り】

期間中総額202百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収益の部	14,790,424
経常収益	14,790,424
保険料等収入	14,439,065
資産運用収益	345,552
その他業務収益	—
その他経常収益	5,809
費用の部	14,788,799
経常費用	14,788,799
保険金等支払金	14,442,594
資金調達費用	345,551
事業費	491
一般管理費	146
その他経常費用	17
経常利益	1,625
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	1,625
当期総利益	1,625

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	19,812,895
業務活動による支出	14,936,584
投資活動による支出	2,105,514
財務活動による支出	2,770,476
次期への繰越金	321
資金収入	19,812,895
業務活動による収入	14,936,596
保険料等収入	14,732,024
運用収入	200,388
その他の業務収入	4,184
投資活動による収入	2,770,796
財務活動による収入	2,105,194
前期よりの繰越金	309

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構 次期中期目標・中期計画の策定について

次期中期目標及び中期計画の策定について

1. 独立行政法人通則法における中期目標・中期計画

- ①主務大臣が独立行政法人が一定期間中に達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を策定(第29条)。
- ②独立行政法人が当該中期目標を達成するための計画(中期計画)を策定。
 - 主務大臣の認可(第30条)

2. 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成24年3月末で、現在の中期目標期間が終了。

→平成24年度以降の中期目標及び中期計画の策定が必要。

※中期目標の期間における業務の実績については、期間終了後に評価委員会による評価を実施(第34条)

独立行政法人の次期中期目標・中期計画の策定のプロセス

- (1)主務大臣による「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の作成
 - 主務省の独立行政法人評価委員会(省独法委)の意見聴取
 - 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)へ提出
- (2)政独委によるヒアリング(対主務省)
 - 政独委は主務大臣に「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を提示
- (3)「勧告の方向性」を踏まえ、主務大臣は「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」を作成
 - 省独法委の意見聴取後、政独委へ提出(独立行政法人通則法第35条)
- (4)「見直し案」を踏まえた主務大臣による中期目標の作成
 - 省独法委の意見聴取後、独立行政法人に提示(同法第29条)
- (5)当該独立行政法人による中期計画の作成
 - 省独法委の意見聴取後、主務大臣認可(同法第30条)

独立行政法人の「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し(当初)案

意 義

- 主務大臣は、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、その組織及び業務の全般に渡る検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされている(独立行政法人通則法第35条)。

検討項目

1 事務及び事業の見直し

個々の事務及び事業についてその必要性、有効性等を検証。

2 組織の見直し

事務・事業を実施するにふさわしい組織体制等について検証。

(1) 支部・事業所等の見直し

(2) 事業実施主体の見直し

(3) 重複排除・事業主体の一元化 等

3 その他組織及び業務の全般に関する見直し

運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置等について検証。

(1) 保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)

(2) 随意契約の見直し等取引関係の見直し

(3) 自己収入の拡大

(4) 管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)

(5) 事業の審査、評価の見直し

(6) 業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入) 等

【参考】 中期目標策定等に係る(独)情報通信研究機構分科会における審議スケジュール

平成22年7月2日

- 独立行政法人の平成22年度の業務運営に関する計画の報告
- 独立行政法人の平成21年度の業務実績及び財務諸表等の報告
- 前年度業務実績評価に係る方針及び分担の決定

7月23日

- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の審議(1回目)

8月5日

- 平成21年度業績評価に係る評価結果の確定
- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の審議(2回目)及び決定

※8月24日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて22年度業績評価及び「見直し当初案」を審議

※9月14日 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)によるヒアリング

※11月26日 政独委による「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の提示

12月8日

- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」の審議及び決定

※12月22日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「見直し案」の審議

平成23年1月26日

- 次期中期目標の審議及び決定

※2月上旬 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「次期中期目標」の審議

2月7日

- 次期中期計画の審議及び決定

※3月上旬 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「次期中期計画」の審議

※3月中旬～下旬 独立行政法人は「次期中期計画」を策定→主務大臣の認可

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直しの方向性（たたき台）

平成 23 年 6 月 16 日
総 務 省

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務運営の効率化による経費削減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第 1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上

委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。

特に、委託先及び再委託先における顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、不適切な事例の発生原因、状況等の分析結果を基に一層の再発防止策を実施するよう委託先・再委託先に指導を行う等、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。

さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うものとする。

第 2 効率的かつ効果的な業務運営

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。

第 3 その他業務全般に関する見直し

上記第 1 及び第 2 に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

（1）給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的

な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。

(2) 契約の点検・見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図る。

具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図る。なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積もりを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていく。

(3) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていく。

(4) 保有資産の見直し

現中期目標期間の最後の事業年度である平成 23 年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しの方向性（たたき台）

分科会等による主な指摘事項との対応表

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務運営の効率化による経費縮減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。



分科会等による主な指摘事項	見直し案での言及（案）
○国民へ提供するサービスの質の確保 ①顧客情報管理の徹底 ・委託先・再委託先への監督については、誤送付等の再発防止策の徹底が求められる（H20） ・郵便貯金管理業務については誤送付・誤廃棄等の顧客情報漏洩の件数が前年度に比べ大幅に減少している一方、簡易生命保険管理業務については増加しており、再発防止策の徹底を期待（H21） ②苦情・申告等を契機としたお客様対応の改善 ・苦情・申告等を契機にした一定の業務改善や再発防止策の取組も実施しているものの、機構の取組の結果、お客さまへの対応が従来と比較し、どのように迅速かつ的確になるように改善されたのかということが、一層明確になるように取り組むことを期待（H20） ・機構の取組みの結果、顧客対応がどのように迅速かつ的確に改善されたかについて、一層の明確化を期待（H21） ③預金者等への周知 ・睡眠貯金及び権利消滅金が依然として高い水準にあることを見ると、更なる広報活動の強化が重要。預金者や契約者等に案内を送付	第1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上 委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。 特に、委託先及び再委託先における顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、不適切な事例の発生原因、状況等の分析結果を基に一層の再発防止策を実施するよう委託先・再委託先に指導を行う等、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。 さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うものとする。

する時期の変更等、一層効果的な広報手法を期待（H20） ・睡眠貯金・権利消滅金は依然高い水準にあることから、今後は、事案の解消実績・推移等の効果測定、分析結果を踏まえた一層有効な解消策の検討が重要（H21）	
○業務実施体制の効率化（基本方針における指摘） ・業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。（←機構に対する個別の指摘事項） ○基本方針（総論部分） 4 人件費・管理運営の適正化 ②管理運営の適正化 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○政独委による平成２２年度勧告の方向性における共通の指摘事項（２２年度に中期目標期間が満了する全独法へ指摘） ・管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。	第２ 効率的かつ効果的な業務運営 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。

○政独委による平成22年度勧告の方向性における共通の指摘事項（22年度に中期目標期間が満了する全独法へ指摘）

・給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。

○契約に関する取組

・随意契約をさらに縮小し、効率性をさらに高める措置を採用することが望ましい（H20 年度評価）

・随意契約は事実上解消し、「一者応札・一者応募」の割合も前年度に比べ減少していることは評価できる。今後もこの割合を可能な限り減少させるよう努力することが望まれるとともに、少額随意契約についても、引き続き、複数業者から見積もりを徴収することの徹底を図っていくことが期待される（H21 年度評価）

○基本方針の指摘（総論部分）

3 取引関係の見直し ①随意契約の見直し等

・各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

①給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。

②契約の点検・見直し

今後も、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

具体的には、引き続き、随意契約の適正化の取組、及び公告方法・期間、入札参加条件の見直し等一者応札・応募の改善に向けた取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図る。なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積もりを徴収することを徹底し、経費の効率的使用を図っていく。

等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○政独委による平成２２年度勧告の方向性における共通の指摘事項（２２年度に中期目標期間が満了する全独法へ指摘）

・内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年３月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

○基本方針（総論部分）

１ 不要資産の国庫返納

国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。

③内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も引き続き日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていく。

④保有資産の見直し

現中期目標期間の最後の事業年度である平成２３年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。

※文中の「基本方針」は「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）。

独立行政法人の評価の基本的考え方

平成 13 年 12 月 14 日
改訂：平成 15 年 8 月 22 日
総務省独立行政法人評価委員会

本基本的考え方は、今後、各分科会において、各独立行政法人の評価方法、基準等を検討するに当たって、盛り込むべき事項及び留意点を示したものである。

1 評価の基本方針

- (1) 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、達成度を明確に示すこと。
- (2) 中期目標、中期計画の達成状況等を踏まえ、独立行政法人の事業活動、業務運営等について、多面的な観点から当該法人を総合的に評価し、組織、業務等について、改善すべき点等を明らかにすること。
- (3) 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう見直し、必要に応じ、修正を求めること。
- (4) 各事業年度の評価は、中期計画の終了時の評価を念頭に置きつつ行うこと。

2 評価方法の基本

独立行政法人の評価は、大別して以下の2つにより行う。

- (1) 中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により評価。
(項目別の評価)
- (2) 上記(1)の評価結果を踏まえ、独立行政法人の運営について主要な観点からの分析を行うとともにそれらに基づき総合的に評価。(全体的評価)

(1) 項目別の評価

- ア 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、
- A A (中期目標を大幅に上回って達成)
 - A (中期目標を十分達成)
 - B (中期目標を概ね達成)
 - C (中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある)
 - D (中期目標を下回っており大幅な改善が必要)
- の5段階で評価。

各事業年度に係る業務の実績に関する評価についても、事業年度ごとの計画に定められた、中期目標を達成するための措置について、上記の基準を準用して評価。

- イ 評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な評価基準を設定。
一つの指標で適切に評価が行えない項目については、複数の指標の組み合わせ、定性的な評価項目の達成状況との組み合わせ等により評価。
客観的な評価基準を設定することが困難な項目については、委員の協議により評価。

ウ 評価に併せ、必要に応じ、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述。

(2) 全体的評価

ア 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。

イ 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。

※ 中期計画の終了時の実績評価については、必要に応じ次期中期目標に向けて独立行政法人の組織及び業務の在り方についても必要性等の観点から評価。

3 評価の進め方

(1) 評価委員会において、評価指標、評価基準等を設定。具体的には、各分科会において個別に検討し、評価委員会に報告。

設定に当たっては、必要に応じ独立行政法人の意見を聴取。

設定された評価指標、評価基準等に基づいて各独立行政法人が作成する項目別の評価のための評価調書の様式を作成。

(2) 各分科会の検討過程において「基本的考え方」について修正すべき点がある場合、その他、各独立行政法人に共通して定めるべきと考えられる事項がある場合は、他の分科会と意見調整。

(3) 通則法に基づき、独立行政法人は、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、承認を受けなければならない。主務大臣は、承認しようとするときは、評価委員会の意見を聴かなければならない。

各独立行政法人は、項目別の評価調書も財務諸表等にあわせて提出。

(4) 評価委員会において、実績報告書等に基づき評価を実施。

評価に当たっては、各独立行政法人から、業務の実績、自己評価等を聴取。

評価委員会の評価結果を次年度の予算要求作業（7月頃）に反映できるように上記の手続を前倒しして実施することも検討。

評価基準の目安について

平成 15 年 8 月 22 日
総務省独立行政法人評価委員会

総務省独法評価委員会の委員長・分科会長懇談会（7 月 25 日開催）における議論に基づき、項目別評価の評価基準をより明確にし、各分科会間の評価の統一性をできるだけ確保するための目安として各段階の解説に下線部分を加え補足することとする。

A A 中期目標を大幅に上回って達成

目標を 100%を超えて達成したと判断できる。

A 中期目標を十分達成

目標をほぼ 100%達成したと判断できる。

B 中期目標を概ね達成

目標の 80%程度以上を達成したと判断できる。

C 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある

目標の 70%程度未満しか達成できなかったと判断できる。

D 中期目標を下回っており大幅な改善が必要

目標の 60%程度未満しか達成できなかったと判断できる。

総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構

分科会における評価の考え方

1. 基本的考え方

- (1) 評価の考え方は、独立行政法人通則法（以下、通則法という。）第32条に基づいて実施する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の各事業年度に係る業務の実績に関する評価及び通則法第34条に基づいて実施する当該中期目標の期間における業務の実績に関する評価の方針を定めるものとする。
- (2) 評価の考え方は、総務省独立行政法人評価委員会で了承された「独立行政法人の評価の基本的考え方」に基づくものとする。

〈評価の基本方針〉

- ① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、達成度を明確に示すこと。
- ② 中期目標、中期計画の達成状況等を踏まえ、独立行政法人の事業活動、業務運営等について、多面的な観点から当該法人を総合的に評価し、組織、業務等について、改善すべき点等を明らかにすること。
- ③ 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう見直し、必要に応じ、修正を求めること。
- ④ 各事業年度の評価は、中期計画の終了時の評価を念頭に置きつつ行うこと。

- (3) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」との整合性を図りつつ、効率的なものとなるよう配慮する。

2. 評価の方法

(1) 評価区分

〈評価方法の基本〉

独立行政法人の評価は、大別して以下の2つにより行う。

- ① 項目別評価
中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により評価。
- ② 全体的評価
上記①の評価結果を踏まえ、独立行政法人の運営について主要な観点からの分析を行うとともにそれらに基づき総合的に評価。

(2) 項目別の評価

ア 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、

AA 中期目標を大幅に上回って達成

(目標を100%を超えて達成したと判断できる。)

A 中期目標を十分達成

(目標をほぼ100%達成したと判断できる。)

B 中期目標を概ね達成

(目標の80%程度以上を達成したと判断できる。)

C 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある)

(目標の70%程度未満しか達成できなかったと判断できる。)

D 中期目標を下回っており大幅な改善が必要

(目標の60%程度未満しか達成できなかったと判断できる。)

の5段階で評価。

各事業年度に係る業務の実績に関する評価についても、事業年度ごとの計画に定められた、中期目標を達成するための措置について、上記の基準を準用して評価。

イ 評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な評価基準を設定。

一つの指標で適切に評価が行えない項目については、複数の指標の組み合わせ、定性的な評価項目の達成状況との組み合わせ等により評価。

客観的な評価基準を設定することが困難な項目については、委員の協議により評価。

ウ 評価に併せ、必要に応じ、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述。

(ア) 評価項目

中期計画の1、2…の区分を基本とするが、業務内容等に応じた適切な評価項目の区分を決定する。

(イ) 達成度の考え方

当該事業年度及び中期目標の期間における達成度を評価する。中期目標の期間における達成度については、各事業年度の達成度を勘案して評価する。原則、中期計画で数値目標が記述されていれば、数値による進捗状況の把握ができるようにする。

(ウ) 評価基準及び評価指標

項目ごとに評価基準及び評価指標を定めることとする。

(エ) 評価の観点

評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から行う。

(3) 全体的評価

ア 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。

イ 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。

※ 中期計画の終了時の実績評価については、必要に応じ次期中期目標に向けて独立行政法人の組織及び業務の在り方についても必要性等の観点から評価。

(ア) 項目別の評価等を勘案し、以下の観点について評価を実施する。

- 事業の実施
業務の効率化、サービスの提供等の業務の適切な遂行等に関する評価。
- 財務
財務諸表により適切に財務管理がなされているかを評価。
- 人事に係るマネジメント
能力が最大限発揮されるような人事管理がなされているかを評価。

(イ) 独立行政法人全体についての評価

- 当該年度又は中期目標の期間における中期計画の達成度（項目別の評価、主要な観点についての評価等を総合的に勘案）
- 業務運営の改善その他の勧告

3. 評価の進め方

① 評価委員会において、評価指標、評価基準等を設定。具体的には、各分科会において個別に検討し、評価委員会に報告。

設定に当たっては、必要に応じ独立行政法人の意見を聴取。

設定された評価指標、評価基準等に基づいて各独立行政法人が作成する項目別の評価のための評価調書の様式を作成。

② 各分科会の検討過程において「基本的考え方」について修正すべき点がある場合、その他、各独立行政法人に共通して定めるべきと考えられる事項がある場合は、他の分科会と意見調整。

- ③ 通則法に基づき、独立行政法人は、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に主務大臣に提出し、承認を受けなければならない。主務大臣は、承認しようとするときは、評価委員会の意見を聴かなければならない。

各独立行政法人は、項目別の評価調書も財務諸表等にあわせて提出。

- ④ 評価委員会において、実績報告書等に基づき評価を実施。

評価に当たっては、各独立行政法人から、業務の実績、自己評価等を聴取。

評価委員会の評価結果を次年度の予算要求作業（7 月頃）に反映できるように上記の手続を前倒しして実施することも検討。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**2 業務経費の削減**

- ・ 随意契約は事実上解消し、「一者応札・一者応募」の割合も前年度に比べ減少していることは評価できる。今後もこの割合を可能な限り減少させるよう努力することが望まれるとともに、少額随意契約についても、引き続き、複数業者から見積もりを徴収することの徹底を図っていくことが期待される。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**2 提供するサービスの質の確保**

- （郵便貯金管理業務）委託先・再委託先の役職員による犯罪の件数は前年度と同数であり改善が見られない。犯罪防止体制の一層の強化を要する。
- （簡易生命保険簡易業務）再委託先の役職員による犯罪件数は前年度と同数、顧客情報漏洩等件数は増加しており、一層の改善指導が求められる。

3 業務の実施状況の継続的な分析

- ・ 郵貯・簡保管理業務の監督業務等に反映させるための調査研究等では、認知度等の調査に加えて不満やサービス向上に関する調査と分析が欠かせないが、分析とその結果を踏まえた管理業務への反映が十分には見られない。

4 照会等に対する迅速かつ的確な対応

- ・ 苦情解決までの期間別の発生状況・発生件数の推移についてより深度のある分析を行い、より効果的な改善策を検討する等、長期未決苦情解決に向けたより一層の取組が期待される。
- ・ 機構の取組の結果、顧客対応が従来と比較し、どのように迅速かつ的確になるよう改善されたのかということが、より一層明確になることが望まれる。

5 預金者等への周知

- ・ 広告に係る認知度の評価のみならず、事案の解消実績・残高実績やその推移による効果検証・分析を実施し、その結果を踏まえたより効果的かつ効率的な周知方法、解消策等を検討すべき。

第4 その他業務運営に関する重要事項**3 機構が保有する個人情報の保護**

- ・ 個人情報保護に向けた体制の強化が重要。

5 その他

- ・ 環境に配慮した取組の有効性を上げるには、取組を幅広く国民に知ってもらうことが重要であり、広報体制を充実させることが期待される。

平成22年12月22日

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔「平成21年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(＝一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(＝二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 5～19を参照。

1 平成21年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成21年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの(指摘事項は203事項)。

(※) 独立行政法人99法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上等の視点に立った評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の重要事項

上記の評価の視点のうち、保有資産等の見直し及び内部統制に関する事項については、

- i) 不要資産の国庫納付等について定めた独立行政法人通則法の一部改正(公布5月、施行11月。)、
 - ii) 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の報告書の公表(平成22年3月)
- 等を背景に重要事項として位置付け。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 保有資産等の見直し

① 府省評価委員会は、「勧告の方向性」(H22.11.26委員会決定)又は「見直しの基本方針」(H22.12.7閣議決定)(注)の指摘に沿った独法の取組について評価することが必要(37法人)9評価委員会

【二次評価で把握した実態】

- ◆ 職員宿舍の入居が低調な法人(5法人)
- ◆ 利用率が低調な宿泊施設、教育研修施設等(8法人9施設)
- ◆ 未利用地、遊休施設等(10法人36か所)
- ◆ 本部が首都圏にある東京事務所(15法人22事務所)
- ◆ 多数の独法が事務所を設置する都市の海外事務所(17法人44事務所)

- 「勧告の方向性」
 - 「見直しの基本方針」
- ⇒ 個々施設等ごとに、
廃止、国庫納付、共用化等を指摘

⇒ 今後、廃止、国庫納付、共用化等の取組が独法において着実に実施されているか評価することが必要

※ 上記のほか、知的財産について「府省評価委員会は、実施許諾に至ってない特許権等に関する見直し状況が明らかでない法人について、その見直しの適切性について評価することが必要である」旨指摘(11法人)5評価委員会

(注) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

② 【提言】独法による資産の見直し状況を国民にオープンにする方策の検討と、その厳格なチェックを行うための枠組みの整備が必要

- ◆ 独法による不断の見直しを促していくため、
 - i) 独法による資産の見直し状況を国民に分かりやすい形で公表することと、
 - ii) その取組について、詳細な資産情報を基にした厳格な検証が必要
- ◆ 不要資産の国庫納付等を定めた改正独法通則法の趣旨や「見直しの基本方針」に沿った措置を独法に求めていく上でも有用

イ 内部統制の充実・強化

独立行政法人における内部統制とは

- 「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」（「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」（平成22年3月公表））

- 国民からの信頼を確保するためには、独立行政法人自らが組織風土を含むマネジメント改革に積極的に取り組む必要
- マネジメント改革のための手段として内部統制は重要なツール ⇒ 内部統制の充実・強化に取り組む必要
- 今回は、内部統制を整備・運用する立場にある法人の長のマネジメント等に着目
(例)
 - ◇リーダーシップを発揮できる環境が整備されているか。（ミッションの重要性と各役職員の役割の認識、リスクを組織として共有等）
 - ◇内部統制の現状・課題の把握とその対応が的確に行われているか。
- 府省評価委員会の評価結果の中には、取組の検証が十分に行われていないと考えられるものがみられた。
(例)
 - ◇委員会の設置、規程の整備等をもって内部統制が適切であると評価しているもの
 - ◇課題の指摘が抽象的となっているもの



- ①内部統制の充実・強化に向けた課題等を府省評価委員会として積極的に指摘することが必要
- ②参考となるような取組を行っている府省評価委員会・法人の具体例を提示

◆府省評価委員会の取組の推奨例

- 審議実績のない業務実施監理委員会について、その在り方を再検討するよう指摘（外務省評価委員会）
- マネジメント等に関する方針や仕組みは整備されているが、実行面で不十分との指摘（文部科学省評価委員会）

◆法人の取組の推奨例

- 職員アンケートにより、「運営方針」の各職員への浸透度をフォローアップ（労働者健康福祉機構）
- 理事長を含めた役員が、現場事務所職員一人一人からヒアリングを実施（水資源機構）

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

(合計60事項について指摘)

① 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 平和祈念事業特別基金（総務省評価委員会）
- ✓ 水産大学校、農畜産業振興機構等（農林水産省評価委員会）
- ✓ 情報処理推進機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 国立女性教育会館、日本学術振興会（文部科学省評価委員会）
- ✓ 自動車事故対策機構（国土交通省評価委員会）
- ✓ 医薬品医療機器総合機構、年金積立金管理運用（厚生労働省評価委員会）

など15法人（7評価委員会）

② 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような評価を行うべき。

- ✓ 高齢・障害者雇用支援機構等（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 国際農林水産業研究センター（農林水産省評価委員会）

など9法人（7評価委員会）

③ 既往の勧告の方向性、政府の方針等で指摘した事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 国際協力機構、国際交流基金（外務省評価委員会）
- ✓ 環境再生保全機構（環境省評価委員会）
- ✓ 国立公文書館（内閣府評価委員会）
- ✓ 日本原子力研究開発機構（文部科学省評価委員会）
- ✓ 造幣局（財務省評価委員会）
- ✓ 都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構等（国土交通省評価委員会）

など14法人（9評価委員会）

④ 契約等に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 契約関係
- ✓ その他

10法人（5評価委員会）

2法人（2評価委員会）

3 意見の具体例

① 評定や評価の理由・根拠が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

平和祈念事業特別基金(総務省)

○評定理由・根拠の説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価が必要

総務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目: インターネット資料館の構築 【評価: AA(目標を大幅に上回って達成)】 (評価結果の説明) 展示資料館を更に拡大した状況で国民に公開することにより、直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、高齢化が進む語り部の29本の動画を編集できていることは大きな成果である。 このようなインターネット資料館を構築、運用開始できたことは、その構成内容から見ても「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。 (参考) 平成21年度計画(抜粋) 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 (5) インターネット資料館の構築 <u>資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。</u>	本法人では、中期目標で定めた「保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する」ことについて、平成21年度計画では、「展示資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。」としており、これに基づき、<u>21年度にインターネット資料館を構築、公開しているところである。</u> これについて、貴委員会では、「直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、高齢化が進む語り部の29本の動画を編集できていることは大きな成果である」などとして、評定をAA評定(目標を大幅に上回って達成)との評価を行っている。 しかしながら、<u>本成果が中期目標や年度計画に対して、具体的に何が大きく上回ったのかが十分に説明されているとはいえない。</u> 今後の評価に当たっては、<u>中期目標等において法人の達成すべき目標を明確にさせた上で評価を行い、また、最上級の評定を付すに当たっては、その目標に対して具体的に何が大きく上回ったのかを明らかにすべきである。</u>

水産大学校(農林水産省)

○評定理由・根拠等が不明確で、正確性に欠ける評価がされているので、厳格な評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:就職対策の充実 【評定:A(計画に対して業務が順調に進捗している)】 就職内定率は、本科(進学者を除く)、専攻科、研究科ごとに集計されていて、H21年度はいずれも75%を超える割合で、水産業あるいはその関連分野へ就職している。	本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、<u>水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。</u>」とされているが、平成21年度の専攻科における就職割合は71.4パーセントであった。 しかしながら、評価結果においては、「<u>本科(進学者を除く)、専攻科、研究科ごとに集計されていて、H21年度はいずれも75%を超える割合</u>」と正確性に欠ける評価を行っている。 今後の評価に当たっては、水産大学校の本科、専攻科、研究科ごとの人材育成の状況について適切な評価を行う観点から、<u>本科、専攻科、研究科それぞれの就職割合について厳格に評価を行うべき</u>である。

農畜産業振興機構(農林水産省)

○事業の問題点分析について評価されておらず、評価方法の改善が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:総合評価 【評定:A】 砂糖勘定の借入金については、期中において短期借入金の限度額を650億円から800億円に変更したが、期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。でん粉勘定の期中における短期借入金については、限度額120億円の範囲内であった。 砂糖勘定及びでん粉勘定の短期借入金は、価格調整制度を適切に運営した結果生じたものであり、借入に至った理由は適切であったと思料される。また、短期借入金の金利については、主要行による競争入札を実施した結果、砂糖勘定は0.371%、でん粉勘定は0.459%(参考:短期プライムレート1.475%)と低金利での借入れを実現している。 砂糖勘定及びでん粉勘定においては繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。 評価項目:国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 【評定:a(借入に至った理由等は適切であった)】	国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払業務については、輸入糖にかかる調整金を主な財源として、さとうきび生産者等に交付金を支払っているが、平成20年度は約135.3億円、21年度は約144.7億円の欠損金が生じ、21年度末における累積欠損金は約706.8億円となっている。 しかしながら、評価結果においては、「繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。」として、a評定(借り入れに至った理由等は適切であった)としているが、<u>欠損金解消に向けた原因や問題点分析についての評価が行われていない。</u> 今後の評価に当たっては、貴委員会において、毎年度生じている欠損金の原因や問題点について分析した上で、当該事業の抜本的な見直しの必要性を含めて、<u>欠損が発生しない適切な事業実施を促す評価を行うべきである。</u>

情報処理推進機構(経済産業省)

○評価結果について、説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：財務内容 【 評定：B(質・量の両面において概ね中期計画を達成) 】 - 自己収入総額3,848 百万円(内、情報技術者試験手数料収入3,130 百万円)は収入拡大を評価。 - 情報セキュリティ評価・認証業務、暗号モジュール試験・認証制度による自己収入(38,065,500円)に加え、北東アジア OSS 推進フォーラムや組込み総合技術展では、出展料等として2,2901,492円を得るなど、適切な受益者負担を求めていることを評価。 - 普及啓発事業の有料化に関するタスクフォースを設置し、自己収入の拡大に向けた取組みを積極的に行っていることを評価。	本法人の平成21年度計画では、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」として、「1. 自己収入拡大への取組み」を掲げており、「(1)ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。」としている。 しかしながら、本法人における自己収入拡大への取組に関して、自己収入総額については、貴委員会による評価は行われているものの、<u>暗号モジュール試験認証手数料収入については、20年度に比べ約97パーセント(8,874千円)の大幅な減少</u>となっているにもかかわらず、その減少理由や年度計画の達成状況について業務実績報告書等において明らかにされておらず、貴委員会による評価も行われていない。 今後の評価に当たっては、法人全体の業務実績にとどまらず、<u>各業務の実績を踏まえ、年度計画等の達成状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。</u>

国立女性教育会館(文部科学省)

○研究成果の質的活用状況を明らかにした評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：地域の機関で活用しうる男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供 【評定：S（特に優れた実績を上げている。）】 平成20年度に作成した「男女共同参画データブック2009」の成果を普及するため、リーフレット作成、ニュースレターのメール配信、ワークショップの実施など、計画的に進めていることを高く評価する。 地域の統計データの整備に関し、地方公共団体等への支援を行うことは、ナショナルセンターとしての役割の重要な部分であるので、今後さらに充実することを期待する。 (参考)評価の観点 活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)	「地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎研究の成果の提供」に係る評価に当たっては、「活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)」を観点として評価を行うとしている。 しかしながら、平成21年度は、調査研究の成果としての20年度に作成した「男女共同参画データブック2009」について、リーフレットの作成、ニュースレターのメール配信及びワークショップでの活用などの提供実績をもって、年度計画を上回る特筆すべき成果を上げたものとしてS評定(特に優れた実績を上げている。)を付しており、<u>評価の観点として女性教育施設等の事業にどう役立っているかといった質的活用状況については具体的に示されていないものとなっている。</u> 今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、<u>自ら定めた評価の観点である質的活用状況について具体的に明らかにした上で、調査研究成果の提供に係る評価を行うべきである。</u>

自動車事故対策機構(国土交通省)

○貸倒懸念債権等の増加要因について、評価の方法の改善が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
【評定結果: A(中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。)] (評定理由) 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表している。 なお、<u>貸倒懸念債権、破産更生債権等の状況については、平成21年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が54.4億円、債権残額に占める割合が44.2%(平成20年度末に対して3.0ポイント増)となっている。</u>その要因分析のため、21年度において一般債権から貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類替えとなった債権193件について、滞納の理由を確認したところ、「パート・アルバイト」、「無職・失業」など安定した収入が得られないため返還金を滞納しているものが58件であり、<u>増加要因として景気の低迷により返済が滞っていることが明らかとなった。</u> また、貸倒懸念債権等の解消に向けて、滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別債権の状況に応じた債権管理を行うべく「<u>債権回収マニュアル</u>」の一層の徹底を図ることにより回収実績の向上を図ることとしている。 これらの取り組みは平成20年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっており、着実な実施状況にあると認められる。	交通遺児等への生活資金の貸付業務については、貸倒懸念債権等の増加要因を景気の低迷により返済が滞っているためとし、本法人において債権回収マニュアルの一層の徹底を図ることによって回収実績の向上を図ることとしていることから、評定結果においては、「<u>着実な実施状況であると認められる</u>」とされている。 しかしながら、<u>現行の中期目標期間を3年過ぎ、貸倒懸念債権等が増加する一方であるにもかかわらず、平成19年度から21年度の評価の結果を見ると、ほぼ同様の内容となっており、状況の改善を促すような評価が行われていない。</u> 今後の評価に当たっては、<u>貸倒懸念債権等の増加要因について景気の低迷以外の要因がないか検証した上で、「債権回収マニュアル」の徹底以外にも具体的な改善方策を検討するよう、評価の結果において法人に促すべきである。</u>

医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

○中期計画に照らした取組実績に基づく厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:業務の迅速な処理及び体制整備 【 評 定 : A (中期計画を上回っている) 】 (委員会の評定理由) 調査課を2課体制にし、データベースの改修等、処理効率の向上に努めた結果、<u>事務処理期間8ヵ月以内の処理の割合を70%以上という平成21年度計画の数値目標に対し、実績は74.0%であった。</u>また、<u>6ヵ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度355件から当年度360件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。</u> 今後は、平成25年度までに6ヵ月以内の処理を60%以上にするという数値目標の達成のために、更に処理効率を上げることが期待する。	本法人の救済給付の請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、<u>中期計画において、平成25年度までに各年度に支給・不支給決定した全決定件数のうち、60%以上を6か月以内に処理できるようにすることとしている。</u> 当該項目に関する評価結果をみると、8か月以内の処理割合70%以上との年度計画の目標に対し実績が74.0%であったこと、6か月以内の処理件数を前年度より増加させるとの同計画の目標に対し20年度355件から21年度360件と増加させたことをもって、A評定(中期計画を上回っている)としている。 しかしながら、<u>中期計画との対比でみれば、21年度の6か月以内の処理件数(360件)は全決定件数(990件)の36%と中期計画における目標値60%とは依然として大きな離れがみられ、また、20年度(355件)から5件増加しているものの、全決定件数に対する割合は38%から36%に低下している状況に鑑みると、25年度までの達成目標であることを考慮してもなお中期計画を上回っているとの評定には疑問がある。</u> このため、今後の評価に当たっては、<u>中期計画に照らして法人の取組実績を十分に検証した上で、厳格に評価を行うとともに、評定理由についても十分説明すべきである。</u>

② 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような厳格な評価が求められる例

高齢・障害者雇用支援機構(厚生労働省)

○法人自ら全国実施することとなった業務の効率的・効果的实施のため厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目: 総合評価 経費節減等については、一般管理費・業務経費について目標を上回る予算の節減を進め、併せて予算執行の節約、自主的な事業見直し・廃止を行ったことは評価できる。今後は、随意契約の見直しを確実に実施するとともに、<u>一般競争入札(最低価格落札方式)を実施した平成22年度の地方委託業務が適切に実施され、23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある。</u>	本法人の地方業務については、平成22年度に一般競争入札に移行したが、12道県の雇用開発協会等への委託は不適切と判断され、結果として9道県は法人自ら実施することとなった。また、同業務は23年度から委託方式を廃止し、法人自ら直接実施することとなるが、この点についての貴委員会の「<u>23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある</u>」との指摘は重要であり、かかる観点からは、<u>9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を23年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要である。</u> このため、次年度の評価に当たっては、22年度の入札から契約に至るプロセスの検証を踏まえ、委託した38都府県の取組状況と先行して法人自ら直接実施した9道県の取組状況との比較検証、全国実施に向けて法人が講じた措置の検証、更なる運営改善の余地などについて厳格に評価を行うべきである。

石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省）

○今後の評価において、法人に対して業務運営の改善・向上等を促すような評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見※
評価項目：業務運営の効率化 【 評 定 ： A 】 （質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） ・ 執行する予算額が大きく、事業也多岐にわたっており、かつ活動が世界に跨っている独法としてコンプライアンス、ガバナンスの徹底強化はとりわけ重要である。機構で業務についている各位にこの認識が浸透していると見られる。 □ 業務の適正化への取り組みについて、20年度よりも研修等の機会を充実させており評価できる。	本法人においては、<u>平成22年11月に元職員が収賄容疑で逮捕される事件が発生している。</u> 今般の事件を踏まえ、本法人における適切な業務運営を確保するため、<u>法人内部における内部統制システムについて、厳格な評価を行うとともに、今後の評価に当たっては、再発防止策の適正な運用が確保されているかについて検証し、必要な改善を促すべきである。</u>

※当委員会の二次評価意見は、経済産業省評価委員会の評価結果の欄に記載した一次評価を踏まえたものではない。

③ 既往の勧告の方向性、政府方針等における指摘事項に対する取組状況の評価が不十分な例

国際協力機構(外務省)

○ 勧告の方向性における指摘事項に関する評価について改善が必要

外務省評価委員会の評価結果

評価項目：組織運営における機動性の向上

【評定：ハ（中期目標を達成した）】

（評定理由）

平成21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、定期モニタリングを通じ、課題の把握と改善策の検討に努めており、統合後の組織体制及び業務は順調に定着してきている。

在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。

（中略）

以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。なお、今後もモニタリングにより課題を把握し、組織体制の定着に向けた取組を継続することが期待される。

（参考）JICAの現行中期目標期間中における定員推移（国内・在外別）
（単位：人）

年度	国内	在外
平成19年度	870	456
平成20年度	1,251	413
平成21年度	1,251	413

当委員会の二次評価意見

本法人の主要な事務及び事業に関する勧告の方向性（平成18年11月27日）の「第8 在外強化の取組の促進」において、「国内人員が在外人員を上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化を図る観点から、次期中期目標期間内で取り組むべき目標を設定した上で、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するものとする。」と指摘したところである。この指摘等を踏まえて、現行中期計画では、「開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。」としている。しかしながら、在外事務所の定員数をみると平成19年度（定員数456人）、20年度（同413人）、21年度（同413人）と20年度に19年度定員から定員数が減って以降、変化は見られず、国内の定員数が在外の定員数を上回っている状況にある。

貴委員会の評価結果では、現場（海外拠点）の機能強化について、「在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。」などと評価が行われているが、在外事務所の定員数の適切性について評価が十分行われたとは言い難い。

今後の評価に当たっては、当委員会の上記の指摘を踏まえ、在外事務所で行うべき業務内容を検証した上で、それに基づき、在外事務所の定員数の適切性について評価を行うべきである。

環境再生保全機構(環境省)

○ 決算検査報告で指摘された事項の取組状況に係る厳格な評価が必要

環境省評価委員会の評価結果※	当委員会の二次評価意見
該当なし	「平成21年度決算検査報告」(平成22年11月5日会計検査院から内閣宛て送付)において、平成18年度及び19年度に本法人が行った公害健康被害予防事業について、「<u>公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当</u>」と指摘されている。 今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、<u>再発防止に係る体制整備や再発防止措置の適正な運用が行われているかについて厳格な評価を行うべきである。</u>

※平成21年度決算検査報告は、平成22年11月5日に会計検査院から内閣宛て送付されたものであるため、環境省評価委員会の評価結果には反映されていない。

○ 勧告の方向性における指摘事項に対する取組状況について厳格な評価が必要

内閣府評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：総合評価 館の機能強化及び業務の多様化、公文書管理法施行等の対応のため、専門職員の養成・確保に向けて公文書専門員(非常勤)を平成21年4月に11名を新たに採用したことは評価できる。<u>法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる。</u>今後、総人件費改革を踏まえた常勤職員数の計画的な削減に対応しながらも、本来必要な専門職員を削ることがないように求めたい。さらに、専門職員の将来的なあり方について、早急な具体像の提示が求められる。	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)の施行に向けた対応について、評価結果において、「法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる」としている。 しかしながら、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)の「第1-1 事務及び事業の全般的見直し」において、「遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うものとする」と指摘したところであり、また、平成22年度予算において、公文書管理法の施行準備作業のため、新規に非常勤専門員10人が措置されたが、このうち2人は同作業とは直接関係のないアジア歴史資料センターに配置されていたとの指摘もあるところである。 このため、次年度の評価に当たっては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に適切かつ効率的に対応しつつ、組織や予算の肥大化を防ぐため、既存の事務及び事業について、具体的な業務フローや事務処理手順を洗い出し、分析した上で、無駄の排除、外部委託等の活用という観点から徹底した見直しが行われているか、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。

日本原子力研究開発機構(文部科学省)

○ 勧告の方向性における指摘事項に対する取組状況について厳格な評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果

評価項目: 情報公開及び広聴・広報活動

【**評定: A(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標を達成、または中期目標を上回る実績を上げた。)**】

年度計画通りに履行したと認められる。

(参考) 展示施設の利用効率等の向上のためのアクションプラン(概要)

	平成20年度目標	平成21年度目標	平成22～26年度目標	
入館者数	19年度比3～5%増	8施設: 20年度実績超 1施設: 19年度比3%増	総合的評価方式とし、5年間で15ポイントの効率化目標 (3ポイント/年)	1%増: 2ポイント
支出抑制	19年度比5%減	20年度比1%減		1%減: 1ポイント
収入増加	教材費等の有料化の検討等	20年度実績超		1%増: 1ポイント

当委員会の二次評価意見

展示施設等の効率的な運営については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)において、「平成21年度のアクションプランをみると、経費の削減目標や入館者数の目標が20年度のアクションプランにおける当該目標よりも低い水準となっている。展示施設等の更なる利用効率の向上等を図る観点から、目標設定も含めアクションプランを見直すものとする。」としたところである。

しかしながら、評価結果においては、この勧告の方向性を踏まえて、どのように第2期中期目標期間(平成22年度から26年度までの5年間)のアクションプランを策定したのか、その適切性についての評価が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、第2期中期目標期間のアクションプランの適切性を明らかにした上で、展示施設の効率的な運営について毎年度厳格な評価を行うべきである。

④ 契約等に係る評価が不十分な例

空港周辺整備機構(国土交通省)

○ 昨年度指摘した契約事務手続に係る事項につき、評価が不十分なため改善が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
該当なし	(昨年度の評価概要) 当該法人については、昨年度の評価において、「審査体制の整備方針」、「契約事務の一連のプロセス」、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」に留意された検証について言及されていないことから、<u>法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価結果において明らかにすべきであるとの指摘を行ったところである。</u> <u>本年度の評価においても、本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果においても、「契約事務の一連のプロセスの考え方に留意した検証」及び「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制」について、評価結果において言及されていない状況が見られた。</u> <u>今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価結果において明らかにすべきである。</u>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人

○経営協議会に関する評価の厳格な運用が必要

国立大学法人評価委員会の評価結果等	当委員会の二次評価意見
* 「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要」 - 経営協議会における<u>学外委員からの法人運営に関する意見を基に、全法人で具体的に改善した事項が見られた。</u>このうち、今回初めて調査した結果では、<u>40法人(44%)</u>が経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見について、<u>取組事例を公表している。</u> * 個別の法人に対する評価結果(90法人中) ① 経営協議会の<u>審議内容の的確な公表について「注目される」と評価</u> 53法人 ② 経営協議会の<u>実質化のための運営上の努力や経営協議会の議論の大学運営への的確な反映事例について「注目される」と評価</u>(当該取組事例を公表している場合には、そのことにも言及) 42法人 ③ 法定審議事項を報告事項として扱うなどの不適切な運営について「課題がある」と評価 5法人 (注) 国立大学法人評価委員会の評価結果から経営協議会に関連する主な評価コメントを抽出し、分類したものである。	国立大学法人等は、第2期中期目標期間において、<u>法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、学外者の意見の一層の活用を図ることとされている。</u> 貴委員会は、第1期中期目標期間の最終年度である平成21年度の業務実績評価において、経営協議会における学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等の公表状況及び経営協議会の議事録等の公表状況について評価を行い、各法人において的確に公表がなされている場合に注目される取組として評価結果等に記載することで法人の改善を促している。 今後の評価に当たっては、<u>経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、引き続き経営協議会に関する情報の公表状況に関する評価を行い、公表が行われていない法人については課題として評価結果等に記載するなど、その厳格な運用に努めるべきである。</u>

(参考1) 平成21年度の業務実績評価対象独立行政法人(99法人)

【内閣府所管】4法人

国立公文書館
沖縄科学技術研究基盤整備機構
北方領土問題対策協会
国民生活センター

【総務省所管】4法人

情報通信研究機構
統計センター
平和祈念事業特別基金
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

【外務省所管】2法人

国際協力機構
国際交流基金

【財務省所管】4法人

酒類総合研究所
造幣局
国立印刷局
日本万国博覧会記念機構

【文部科学省所管】24法人

国立特別支援教育総合研究所
大学入試センター
国立青少年教育振興機構
国立女性教育会館
○国立国語研究所
国立科学博物館
物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
放射線医学総合研究所
国立美術館

国立文化財機構
教員研修センター
科学技術振興機構
日本学術振興会
理化学研究所
宇宙航空研究開発機構
日本スポーツ振興センター
日本芸術文化振興会
日本学生支援機構
海洋研究開発機構
国立高等専門学校機構
大学評価・学位授与機構
国立大学財務・経営センター
日本原子力研究開発機構

【厚生労働省所管】14法人

国立健康・栄養研究所
労働安全衛生総合研究所
勤労者退職金共済機構
高齢・障害者雇用支援機構
福祉医療機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構
雇用・能力開発機構
労働者健康福祉機構
国立病院機構
医薬品医療機器総合機構
医薬基盤研究所
年金・健康保険福祉施設整理機構
年金積立金管理運用

【農林水産省所管】13法人

農林水産消費安全技術センター
種苗管理センター
家畜改良センター
水産大学校
農業・食品産業技術総合研究機構
農業生物資源研究所
農業環境技術研究所
国際農林水産業研究センター
森林総合研究所
水産総合研究センター
農畜産業振興機構
農業者年金基金
農林漁業信用基金

【経済産業省所管】11法人

経済産業研究所
工業所有権情報・研修館
日本貿易保険
産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構
新エネルギー・産業技術総合開発機構
日本貿易振興機構
原子力安全基盤機構
情報処理推進機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
中小企業基盤整備機構

【国土交通省所管】20法人

土木研究所
建築研究所

交通安全環境研究所
海上技術安全研究所
港湾空港技術研究所
電子航法研究所
航海訓練所
海技教育機構
航空大学校
自動車検査
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構
水資源機構
自動車事故対策機構
空港周辺整備機構
海上災害防止センター
都市再生機構
奄美群島振興開発基金
日本高速道路保有・債務返済機構
住宅金融支援機構
【環境省所管】2法人
国立環境研究所
環境再生保全機構
【防衛省所管】1法人
駐留軍等労働者労務管理機構

(注) 国立国語研究所は、平成21年10月に廃止(大学共同利用機関法人への移行)、法人の名称に含まれる「独立行政法人」は省略

(参考2) 意欲的な取組事例①(独立行政法人の業務運営)

独立行政法人名 (主務省)	取組の概要
物質・材料研究機構 (文部科学省所管)	本法人は、研究者の約半数が海外出身であるという国際ナノアーキテクトニクス研究拠点(MANA)のグッドプラクティスを法人全体の運営に波及させ、国際化を強力に推進するため、平成27年度までに45歳以下の事務職員がTOEICスコア500点以上獲得することの目標を掲げ、次のような新たな研修プログラムを導入し、職員の能力向上、人材育成に組織を挙げて取り組んでいる。 i) 平成21年度から40歳以下の事務職員(51名)にTOEIC試験の受験を義務化。 ii) 平成22年度からは英語レベルに合わせた、スクーリング付通信教育研修や海外への語学研修をきめ細かく実施。
電子航法研究所 (国土交通省所管)	本法人は、次のような知的財産に係る管理体制の強化などにより、民間企業との共同出願が前進するとともに、共同研究成果による実施料収入や当研究所が開発したプログラムによるライセンス収入の獲得にも繋がり、知的財産に係る自己収入増を実現している。 i) 15名の管理要員の中から専属の担当者を定めて知財関連業務を実施。 ii) 特許取得までの経緯や経費等に関する各種情報を1件毎に整理してデータベース化し、知的財産に係る管理体制を強化。 iii) 少なくとも前年度より知的財産を活用することの目標を掲げ、外部の専門家(大学のTLO)と「知的財産等に関するコンサルティング契約」を締結するなど、知財戦略に係る組織体制も強化。

意欲的な取組事例②(府省評価委員会の評価業務)

評価委員会名	取組の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	本評価委員会は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の評価において、平成21年度に顕在化した大幅な予算超過問題に対する原因分析、再発防止策を含めた今後の対応についての見解を取りまとめるとともに、機構における対応状況について、理事長、理事、監事の各役員における職責の履行状況も含め、厳しい検証を行っている。 また、この検証結果を踏まえ、今後、新たに置かれた専任の事務局長と理事の役割分担との協働体制の明確化等を着実に実施すること、適切な管理体制が構築されるよう平成24年度の開学に向け更なる取組の強化を行うことなど、機構に対し具体的な対応策を示し改善を求めている。
文部科学省独立行政法人評価委員会	本評価委員会は、独立行政法人科学技術振興機構の評価において、行政刷新会議WG「事業仕分け第1弾」及び「事業仕分け第2弾」の対象とされた同法人の各事業について、事業仕分け結果と法人における対応方針及び対応状況を一覧表に整理した資料や、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」における指摘事項ごとに法人の取組状況を一覧表に整理した資料を使用して、効率的・効果的な評価を行うとともに、これらの資料を評価結果とともに公表し、国民に分かりやすい形で法人の対応状況を紹介している。

平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 23 年 4 月 26 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 22 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこととする。具体的な取組に当たっては、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的・効率的に行うものとし、特に留意すべき事項等については、以下によるものとする。

1 保有資産の管理・運用等

平成 21 年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての適切性についての評価に、特に留意する。

- 二次評価意見の中で明らかにした利用率が低調な施設等について、勧告の方向性（平成 22 年 11 月 26 日関係府省あて通知）又は「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組
- 実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が必ずしも明らかでない法人について、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合の取組状況や進捗状況等を踏まえた法人における特許権等に関する見直し

2 内部統制

2－1 平成 21 年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての評価に、特に留意する。また、その評価に当たっては、各法人は、二次評価意見への対応・取組を業務実績報告書等で明らかにし、府省評価委員会はこれを基に評価を行い、府省評価委員会としての見解を明らかにしているかに留意する。

- 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。

- 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。

2－2 内部統制の充実・強化に向けた、府省評価委員会及び法人における積極的な取組について注視する。

3 その他

以上のほか、次の取組についての評価に、特に留意する。

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 22 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 上記「保有資産の管理・運用等」及び「内部統制」以外の平成 21 年度業務実績評価における指摘事項への対応状況

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期目標

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「民営化法」という。）の施行により、日本郵政公社（以下「公社」という。）は解散し、承継会社等にその機能が承継されることとなった。

郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものである。

国は、郵政民営化の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策を確実かつ円滑に実施する責務を有するものであり、公社を承継する組織は、郵政民営化に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有するものとされている。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的としている。

この目的を果たすため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。

第 1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。

第 2 業務運営の効率化に関する事項

1 組織運営の効率化に関する事項

機構設立後においては、効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

2 業務経費の削減に関する事項

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額の 96%以下とすること。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、平成 22 年度まで、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うこと。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続すること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 資産の確実かつ安定的な運用

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。また、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握すること。

2 提供するサービスの質の確保

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先に、委託した業務について、委託先が実施する銀行業務及び生命保険業務を行う場合はこれと同等以上の質を確保することを求めるとともに、業務の実施状況を常に監督すること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先にも、再委託された業務について、再委託先が銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務を行う場合はこれと同等以上の質を確保することを委託先を通じて求めるとともに、業務の実施状況を常に監督すること。

委託先の監督にあたっては、特に以下の点に留意すること。

- (1) 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう努めること。
- (2) 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の 9 割以上を処理すること。

3 業務の実施状況の継続的な分析

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の実施状況を継続的に分析し、郵政民営化以前に公社が行っていた郵便貯金業務及び簡易生命保険業務と比較し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めること。

4 照会等に対する対応

預金者、契約者等からの照会等に対し迅速かつ的確に対応するとともに、委託先、再委託先においても同様の対応が確保されるよう努めること。

5 情報の公表等

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、業務及び組織その他経営内容に関する情報を公表すること。

公表する情報の範囲は、取扱営業所の数や業務の内容等、公社が郵便貯金業務及び簡易生命保険業務について行っていた範囲を基本とし、上述の目的を達成するために必要なものを含むこと。

公表にあたっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

6 預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、郵便貯金の預金者にその状況を周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 適切な労働環境の確保

職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適

所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を図ること。

2 機構の保有する個人情報の保護

機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

3 災害等の不測の事態の発生への対処

災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、リスク管理体制の構築を図ること。

また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

4 その他

業務の運営に当たって、環境保全の観点から環境に与える影響に配慮し、適切な対応を図るよう努めること。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 10 月 1 日付けをもって総務大臣から指示があった平成 19 年 10 月から平成 24 年 3 月までの期間における独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、機構に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務及び組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

2 業務経費の削減

機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。）について、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対する中期目標期間の最終年度の当該経費の額の割合を 96%以下とする。

なお、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 23 年度において、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額と比較し、4%以上の削減を行う。

また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。

第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 資産の確実かつ安定的な運用

- (1) 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙 1 のとおり）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙 2 のとおり）に従い、確実に

つ安定的な運用を行うよう努めるものとする。

- (2) 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、株式会社かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2(1)①及び②による確認等を行うこととする。

2 提供するサービスの質の確保

(1) 委託先の監督

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「委託先」という。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、郵政民営化以前に公社が行っていた郵便貯金業務及び簡易生命保険業務（以下「公社業務」という。）と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。

また、委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずることとする。

- ① 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行う。
- ② 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店又は出張所における委託業務の実施状況を監査する。

(2) 再委託先の監督

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先である郵便局株式会社（以下「再委託先」という。）に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

(3) 監督にあたり留意する事項

① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間

利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。

② 標準処理期間の設定

預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。

その対応状況について、必要に応じ上記（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（郵便貯金管理業務）（詳細は別紙３のとおり）

- ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い
- イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い
- ウ 残高証明書の発行の取扱い

（簡易生命保険管理業務）（詳細は別紙４のとおり）

- ア 満期保険金の支払い
- イ 入院保険金の支払い
- ウ 生存保険金の支払い
- エ 失効・解約還付金の支払い
- オ 基本契約の死亡保険金の支払い

３ 業務の実施状況の継続的な分析

利用者の意見を把握するとともに、業務の見直し等に資する調査研究等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し公社業務と比較して、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。

４ 照会等に対する迅速かつ的確な対応

機構が直接受け付ける照会等に対しては、対応の基本、対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、対応することとする。

委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対しては、迅速かつ的確に対応することを求め、その対応状況について、必要に応じ、上記２（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

５ 情報の公表等

（１） 機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、公社が公表していた情報の範囲を基本とし、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を毎事業年度公表することとする。公表にあたっては、直近の財務諸表について独立行政法人通則法第 38 条に基づき総務大臣の承認を受けた日から 2 月以内に公表することとする。

（２） （１）の情報その他の情報の提供にあたっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図るため、年 1 回以上ホームページの掲載内容について検証を行うこととする。

６ 預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便

貯金の預金者に対しその状況を年1回以上周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を年1回以上周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

4 短期借入金の限度額

短期借入金をする計画はない。

5 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画はない。

2 適切な労働環境の確保

(1) 人事に関する計画

① 方針

i 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。

ii 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。

② 人員に係る指標

期末の常勤職員数については、40人（期初の常勤職員数）以内とする。

（参考1）

期初の常勤職員数 40人

【郵便貯金勘定 20人、簡易生命保険勘定 20人】

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,922百万円

【郵便貯金勘定 968百万円、簡易生命保険勘定 954百万円】

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

(2) 労務課題

セクシャルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。

3 機構が保有する個人情報の保護

(1) 機構における個人情報の保護

保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。

(2) 委託先における個人情報の保護

委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において個人情報の保護に関する事項を定め、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

(3) 再委託先における個人情報の保護

再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において個人情報の保護に関する事項を定めることを義務付けるとともに、必要に応じ、委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

4 災害等の不測の事態の発生への対処

(1) 機構における対処

災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、年1回以上その内容について検証する等、リスク管理体制の整備・強化を図る。

(2) 委託先における対処

委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

(3) 再委託先における対処

再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、リスク管理体制について委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

5 その他

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。

郵便貯金資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

① 株式会社ゆうちょ銀行に対する預金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法（以下「預入条件」という。）と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。

② 預金者貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 64 条の規定により預金者に対する貸付けを行う。

③ 地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第 6 条第 2 項の規定により、公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

④ その他

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

また、郵便貯金勘定における流動性を確保するため、預金による運用を行う。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 機構が公社から承継した郵便貯金に相当する資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
- ・ 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れる資金と同額の預金者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに郵便貯金勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

簡易生命保険資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

① 契約者貸付け

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 29 条第 1 号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。

② 地方公共団体に対する貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下、「整備法」という。）附則第 18 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和 24 年法律第 68 号）第 88 条の規定により地方公共団体に対し貸付けを行う。

また、整備法附則第 18 条第 2 項の規定により、日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

③ 公庫公団等に対する貸付け

整備法附則第 47 条の規定により、日本郵政公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 98 号）第 5 条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第 3 条第 1 項第 5 号及び同条同項第 10 号に掲げる貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

④ その他

簡易生命保険勘定における流動性を確保するため、預金を中心とした運用を基本とし、国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）に運用する場合は、満期まで保有することを基本とする。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団等に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに簡易生命保険勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

郵便貯金管理業務に係る標準処理期間（案）

項 目			標準処理期間
貯金証書・保管証の再交付 （住所氏名変更を伴う場合を含む。）			3 日
定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行 （住所氏名変更を伴う場合を含む。）			4 日
残高証明書の 発行	当該貯金の管理担当貯金事 務センターの処理	自貯金事務センター受入分	4 日
		他貯金事務センター受入分	2 日
	当該貯金の管理担当貯金事 務センター以外の貯金事務 センターの処理	管理担当貯金事務センターへの関 係資料の発送	4 日

注：1 上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間（非営業日を除く。）である。

2 非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に 1 日を加えた日数とする。

3 貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。

4 管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。

簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間（案）

項 目	標準処理期間
満期保険金の支払い	14 日
入院保険金の支払い （病院に対する調査等を要するものを除く。）	14 日
生存保険金の支払い	14 日
失効・解約還付金の支払い	14 日
基本契約の死亡保険金の支払い （病院に対する調査等を要するものを除く。）	14 日

注：1 入院保険金の支払いには、手術保険金の支払いが含まれている。

- 2 処理期間は、株式会社かんぽ生命保険又は郵便局株式会社で保険金等の支払請求を受け付けてからサービスセンター（保険金等の支払決定等を行う株式会社かんぽ生命保険の組織）において支払通知書を作成した日又は振替データを作成した日までの期間とする。（暦日とする。）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度)

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収入	
業務収入	85,151,195
保険料等収入	81,167,285
運用収入	3,100,831
手数料収入	178
その他の業務収入	882,902
借入金償還原資	22,908,646
計	108,059,841
支出	
業務経費	85,147,791
保険金等支払金	82,043,867
支払利子	3,100,671
その他の業務支出	3,253
一般管理費	567
人件費	2,553
施設整備費	—
借入金償還	22,908,646
計	108,059,556

【人件費の見積り】

期間中総額1,922百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収益の部	83,152,749
経常収益	83,152,749
保険料等収入	79,524,626
資産運用収益	2,745,043
役務取引等収益	178
その他業務収益	—
その他経常収益	882,902
費用の部	83,152,749
経常費用	83,152,749
保険金等支払金	80,401,281
資金調達費用	2,744,883
役務取引等費用	178
その他業務費用	0
事業費	4,577
一般管理費	1,741
その他経常費用	89
経常利益	0
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	0
当期総利益	0

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	208,502,894
業務活動による支出	176,098,859
投資活動による支出	9,490,391
財務活動による支出	22,908,646
次期への繰越金	4,997
資金収入	208,502,894
業務活動による収入	90,817,794
保険料等収入	81,167,285
貸付金の回収等	5,665,570
運用収入	3,100,831
手数料収入	178
その他の業務収入	883,931
投資活動による収入	104,520,346
財務活動による収入	13,156,846
前期よりの繰越金	7,908

(注1)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は、日本郵政公社からのものを示す。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度)

【郵便貯金勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	792,247
運用収入	788,568
手数料収入	178
その他の業務収入	3,502
借入金償還原資	5,406,351
計	6,198,598
支出	
業務経費	790,525
支払利子	788,408
その他の業務支出	2,117
一般管理費	286
人件費	1,286
施設整備費	—
借入金償還	5,406,351
計	6,198,447

【人件費の見積り】

期間中総額968百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	736,500
経常収益	736,500
資産運用収益	732,820
役務取引等収益	178
その他業務収益	—
その他経常収益	3,502
費用の部	736,500
経常費用	736,500
郵便貯金利子	556,540
借入金利息	176,120
役務取引等費用	178
その他業務費用	—
事業費	2,688
一般管理費	885
その他経常費用	89
経常利益	0
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	0
当期総利益	0

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	97,413,260
業務活動による支出	91,740,046
投資活動による支出	262,619
財務活動による支出	5,406,351
次期への繰越金	4,243
資金収入	97,413,260
業務活動による収入	6,458,846
貸付金の回収等	5,665,570
運用収入	788,568
手数料収入	178
その他の業務収入	4,531
投資活動による収入	87,018,051
財務活動による収入	3,929,074
前期よりの繰越金	7,288

(注1)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は、日本郵政公社からのものを示す。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度)

【簡易生命保険勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	84,358,947
保険料等収入	81,167,285
運用収入	2,312,263
その他の業務収入	879,400
借入金償還原資	17,502,295
計	101,861,242
支出	
業務経費	84,357,265
保険金等支払金	82,043,867
支払利子	2,312,263
その他の業務支出	1,136
一般管理費	281
人件費	1,267
施設整備費	—
借入金償還	17,502,295
計	101,861,108

【人件費の見積り】

期間中総額954百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	82,416,249
経常収益	82,416,249
保険料等収入	79,524,626
資産運用収益	2,012,223
その他業務収益	—
その他経常収益	879,400
費用の部	82,416,249
経常費用	82,416,249
保険金等支払金	80,401,281
資金調達費用	2,012,223
事業費	1,889
一般管理費	856
その他経常費用	—
経常利益	0
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	0
当期総利益	0

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	111,089,635
業務活動による支出	84,358,813
投資活動による支出	9,227,772
財務活動による支出	17,502,295
次期への繰越金	755
資金収入	111,089,635
業務活動による収入	84,358,947
保険料等収入	81,167,285
運用収入	2,312,263
その他の業務収入	879,400
投資活動による収入	17,502,295
財務活動による収入	9,227,772
前期よりの繰越金	620

(注1)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は、日本郵政公社からのものを示す。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財

務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理）

- 第四十四条** 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
 - 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
 - 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

- 第二十五条** 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理することができる。
- 2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 機構は、第一項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
 - 4 機構については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

- 5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成十九年総務省令第九十八号)(抄)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価の手続)

第五条 機構は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該事業年度の年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後三月以内に、総務省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標の期間の終了後の業務実績報告)

第六条 機構に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続)

第七条 機構は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後三月以内に、総務省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第十五条 機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

（政策評価の在り方）

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。

二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 政策評価の実施に関する基本的な方針

二 政策評価の観点に関する基本的な事項

三 政策効果の把握に関する基本的な事項

四 事前評価（政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な事項

五 事後評価（政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な事項

六 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

七 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

八 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

九 その他政策評価の実施に関する重要事項

3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二条までの規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

4 総務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

政策評価に関する基本方針（抄）

平成 17 年 12 月 16 日
閣 議 決 定
平成 19 年 3 月 30 日
一 部 変 更

I 政策評価に関する基本計画の指針

1 政策評価の実施に関する基本的な方針

（2）政策評価の方式

政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

また、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。

なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

2 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。

政策評価の観点としては、法第 3 条第 1 項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、

行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行

うものとする。

上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。

政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。

3 政策効果の把握に関する基本的な事項

ア 政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。

イ 政策効果の把握の基本的な考え方については、基本計画において示すものとする。

ウ 政策効果の把握に当たっては、政策の特性も踏まえ、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努めるものとする。

エ また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあっては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

オ なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあっては、当該実施主体に対し把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るよう努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

4 （略）

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

イ 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。なお、各行政機関の任務やそれと一体不可分な根幹的な基本方針などの目的については、これに照らして評価を行うものとしてとらえられるのが通常である。

ウ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

オ 研究開発を対象とする事後評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

6～9 （略）

Ⅱ、Ⅲ （略）

[事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

[実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

総務省独立行政法人評価委員会議事規則

総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号。以下「委員会令」という。）第十条の規定に基づき、総務省独立行政法人評価委員会議事規則を次のように定める。

平成十三年二月二十七日

総務省独立行政法人評価委員会委員長

（目的）

第一条 総務省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営については、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議を招集しようとするときは、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。
- 3 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

なお、この会議を行った場合は、委員長が招集する次の会議に報告しなければならない。

（議長）

第三条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（委員会への資料の提出）

第四条 委員会に対する付議にあたっては、総務大臣及び独立行政法人は、必要な資料を提出するものとする。

（意見の聴取）

第五条 委員長は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、会議の議題に関し、広く意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の聴取に係る議題の調査審議に当たり、聴取した意見を参考としなければならない。

（職員の出席）

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。

(公開に関する取扱い)

第七条 会議は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議における議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 委員会の事務局は議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公開する。

(分科会)

第八条 委員会令第五条第一項に定める分科会の議事の手続その他分科会の運営については、第二条から前条までの規定を準用する。

2 分科会の議事については、次の委員会に報告しなければならない。

3 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って決める。

(分科会の議決)

第九条 独立行政法人に関する業務方法書の認可、中期目標の変更、中期計画の変更に係る認可、各事業年度に係る業務の実績に関する評価、財務諸表の承認、利益及び損失の処理の承認、借入金等の認可、不要財産に係る国庫納付等の認可、不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告の認可、財産の処分等の認可、積立金の処分の承認並びに役員に対する報酬等の支給基準の決定に関する事項については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。

(部会)

第十条 分科会の定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会の議事の手続その他部会の運営については、第二条から第七条までの規定を準用する。

3 部会の議事については、次の付議に係る分科会に報告しなければならない。

4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(部会の所掌事務)

第十一条 前条の部会の所掌等は、その設置のときに分科会において定める。

附 則

この規則は、平成二十三年三月十日から施行する。

総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会
委員等名簿

委 員

かまえ ひろし
釜江 廣志

東京経済大学経済学部教授

しげかわ じゅんこ
重川 純子

埼玉大学教育学部教授

しもわだ いさお
下和田 功

上武大学大学院経営管理研究科教授

専門委員

いしかわ けいこ
石川 恵子

実践女子大学人間社会学部准教授

かじかわ とおる
梶川 融

太陽 A S G 有限責任監査法人総括代表社員（C E O）

かない ひろし
金井 洋

第一生命保険株式会社 常務執行役員

さ の ま り こ
佐野 真理子

主婦連合会事務局長

ひ か さ かつみ
日笠 克巳

三井生命保険(株)保険計理人

みやむら けんいちろう
宮村 健一郎

東洋大学経営学部教授

（敬称略）